

第2次安城市市民協働推進計画

2018(平成30)年度～2023年度

安城市

計画策定にあたって



近年の自治体を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展、人口減少、多様化する市民ニーズへの対応など、多くの課題が山積しています。こうした課題を行政だけで解決することは難しく、市民活動団体、町内会及び企業などと協働して取り組む必要があります。

本市では、2013年（平成25年）に、市民協働によるまちづくりを実現するための施策や事業の実施時期や推進体制を具体的に定めた「安城市市民協働推進計画」を策定し、「市民活動補助制度」など4つのスタートアップ事業をはじめとした、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、2016年度（平成28年度）に実施した、市民、市民活動団体及び町内会を対象とした市民協働に関するアンケート調査の結果では、約7割の市民が市民活動に参加したことがないと回答しており、これらの取組がまだまだ道半ばである状況を改めて認識しました。

また、2016年度（平成28年度）よりスタートした第8次安城市総合計画では、地域課題解決のための社会貢献活動は、本人の生きがいや充実感を満たし、健康寿命の延伸につながると考え、目指す都市像「幸せつながる健幸都市 安城」の実現を、市民、市民活動団体、町内会及び企業との協働で目指しています。

このような状況をふまえ、市民協働によるまちづくりを一層加速し、第8次総合計画を実現するために、「市民活動団体と市との協働の更なる推進」、「団体同士の協働の促進」、「自立した市民活動」を重要ポイントに掲げた第2次安城市市民協働推進計画を策定し、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。

終わりに、計画策定にあたり、ワークショップやパブリックコメントなどで貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました市民協働推進会議委員の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、今後の市民協働推進に向けて一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

2018年（平成30年）3月

安城市長 神谷 学

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本事項	1
2 用語の説明	4
第2章 市民協働のまちづくりの現状と課題	5
1 市民の視点からみた市民協働のまちづくり	5
2 町内会の視点からみた市民協働のまちづくり	13
3 市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくり	18
4 計画の主な達成状況と主要課題	26
第3章 安城市がめざす市民協働の姿	27
1 基本目標と第2次計画策定のポイント	27
2 基本方針	28
第4章 市民協働推進のための施策	31
1 第2次安城市市民協働推進計画 施策体系	32
2 基本施策と推進事業	34
基本方針1 市民協働の担い手の育成・活用	34
基本方針2 活動場所の充実と団体に対する支援の充実	37
基本方針3 財政面と組織面の支援	40
基本方針4 情報の収集及び発信	42
基本方針5 市民協働による健幸（ケンサチ）の まちづくりの推進	44
第5章 計画の推進に向けて	51
1 計画の周知	51
2 協働事業の進行管理	51
3 計画推進の連携体制	54
参考資料	56



第1章 計画の概要

1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨と背景

本市では、2012年（平成24年）10月に「安城市市民協働推進条例」を施行しました。この条例の理念に則り、市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市による市民協働のまちづくりを計画的に進めていくため、施策や事業の内容、実施時期、推進体制を具体的に定めた「第1次安城市市民協働推進計画」（以下「第1次推進計画」という。）を2013年（平成25年）3月に策定しました。

昨今、国においては、「新しい公共」を経て「共助社会づくり」という考え方が提唱され、共助社会づくりに向けた施策が展開されています。その基本とするところは、市民（＝民間）による公益活動の拡大、すなわち多様な担い手のさらなる参加や活動の活発化を促すことが活力ある社会づくりには極めて重要との考え方です。

共助社会づくりの推進について

「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会」の実現

日本経済の再生及び地方の創生を進めていくにあたっては、自分のことは自分で行うという「自助」の精神に立ちながらも、身近な分野で多様な主体が、共に助け合い、支え合うという「共助」の精神で活動することが重要。

※共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～
（2015年（平成27年）3月12日／共助社会づくり懇談会（内閣府））

本市が2013年（平成25年）3月に策定した第1次推進計画では、市民活動に対する財政的支援に向けた制度の創設、市民協働を理解し推進できる人材の育成など、市民協働のまちづくりを推進する上でのスタートアップのための事業に重点的に取り組んできました。

第1次推進計画の計画期間は2017年度（平成29年度）で終了しました。第1次推進計画で取り上げた施策・事業の中には着実に成果を上げたものもありますが、一方で、この5か年では道半ばで十分な成果を得られなかった取り組みがあった点も否定できません。

加えて、2016年（平成28年）4月からは、『協働の視点』を計画の特徴に掲げた「第8次安城市総合計画」がスタートし、協働によるまちづくりをさらに推進して

いくことが必要となりました。

本計画は、こうした現状を踏まえ計画内容を全面的に見直し、「第2次安城市市民協働推進計画」（以下「本計画」という。）として策定したものです。

（２）計画の位置づけ

本計画は、「安城市市民協働推進条例」第8条及び第9条の規定に基づき策定しています。

なお、本計画は、「安城市自治基本条例」、「安城市市民参加条例」の理念に則り、また「第8次安城市総合計画」の個別計画として、本市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画となります。

安城市自治基本条例 2010年(平成22年)4月施行

市民が主役の自治の実現を図るために、市民参加と協働によるまちづくりを進めていくことを定めています。

安城市市民参加条例 2011年(平成23年)4月施行

積極的な行政情報の提供により、市民参加の機会を広げ、市民が主体的に行政に関与できるまちづくりを目指し、市政への市民参加の具体的手続きを定めています。

安城市市民協働推進条例 2012年(平成24年)10月施行

市民協働の基本理念や担い手の役割など、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めています。

第8次安城市総合計画

■ 期間 ——— 2016年度（平成28年度）～2023年度

■ 特徴

（策定の視点） (1)協働の視点 (2)横断的視点

「協働の視点」を計画の特徴の一つに掲げています。

（計画の役割） (1)戦略型の計画 (2)実効性 (3)個別計画との整合性

■ 基本理念

「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の形成をまちづくりの基本理念と位置づけています。

“豊かさ”とともに“幸せ”を実感できる5つの要素「5K」

健康（Kenko）、環境（Kankyo）、経済（Keizai）、きずな（Kizuna）、こども（Kodomo）

■ 目指す都市像

第8次安城市総合計画では、5つの要素のうち「健康」を軸に据え、「健幸」のまちづくりを推進していきます。

（目指す都市像） 幸せつながる健幸都市 安城

安城市市民協働推進条例

(市の役割)

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

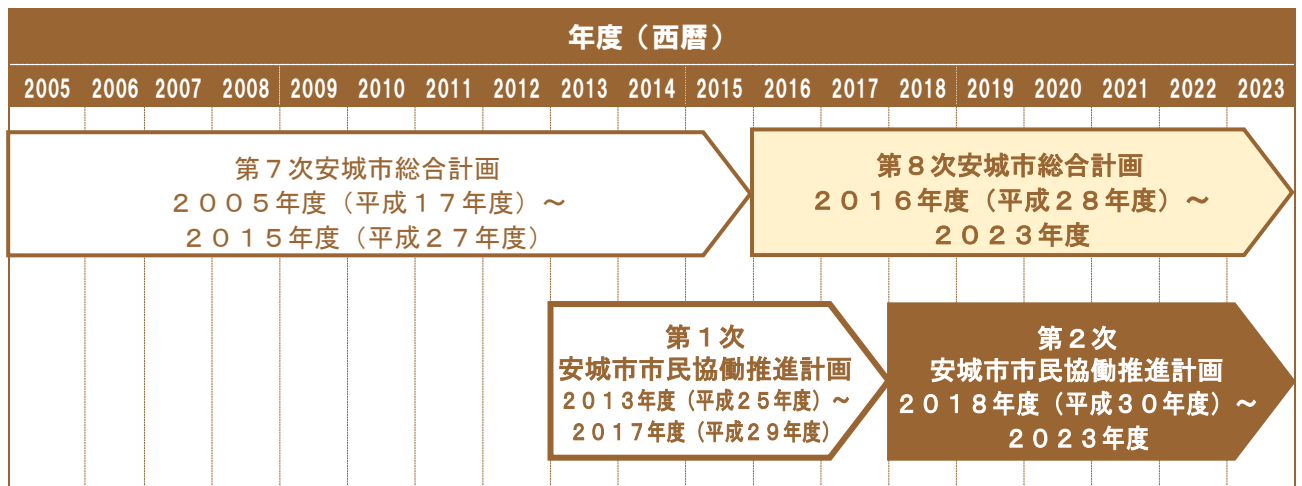
(市の基本施策)

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 活動場所の充実に関すること。
- (3) 財政的支援に関すること。
- (4) 情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間とします。また、計画期間中であっても、今後の社会経済情勢の変化や、国、県及び市における市民協働の進捗状況を考慮し、施策などの見直しを検討していくものとします。



２ 用語の説明

本計画に使用する重要な用語について、条例では次のとおり定義されています。

【市民協働】

市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。

【市民活動】

営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

【市民】

市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう。

【地域団体】

町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。

（例：町内会、PTA、老人クラブ、子ども会など）

【市民活動団体】

市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

（例：市民活動センター登録団体など）

【事業者】

営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。



第2章 市民協働のまちづくりの現状と課題

1 市民の視点からみた市民協働のまちづくり

市民意向を反映した計画づくりに向けて、2016年（平成28年）7月に実施した「市民協働に関するアンケート（市民向け）」の結果から、市民の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題について整理すると、以下の7点です。

【市民協働に関するアンケート調査（市民向け）の実施概要】

- 調査対象：安城市在住の16歳以上の男女（無作為抽出）
- 調査方法：行政連絡員による配布と郵送による回収
- 調査時期：2016年（平成28年）7月
- 回収状況：配布数2,000票に対して、無効票を除いた有効回収数は1,039票で有効回収率は52.0%

市民の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題

- ①市民協働に関する知識や理解を深めるためには、引き続き市民活動への参加の機会を提供し続けることが必要（図2-1-1、図2-1-2）
- ②潜在的なボランティア・NPO参加需要者は約4割あり、この顕在化が課題（図2-1-3）
- ③町内会とボランティア・NPO等との協働が望ましいと考える市民は6割以上（図2-1-4）
- ④引き続き多様な市民参加の機会の確保が必要（図2-1-5）
- ⑤施策展開における市民協働の機会拡大が課題（図2-1-6）
- ⑥20歳代や30歳代の若い世代、新住民の町内会加入が課題（図2-1-7、2-1-8）
- ⑦町内会の改善すべき点は、主に人材面（図2-1-9）

①市民協働に関する知識や理解を深めるためには、引き続き市民活動への参加の機会を提供し続けることが必要

自治基本条例、市民参加条例、市民協働推進条例の認知度は、それぞれ24.1%、22.4%、17.9%と低い水準にとどまっています（図2-1-1）。

しかし、ボランティアやNPO等の参加経験がある人の方が条例などに対する認知度が高い傾向にあり（図2-1-2）、市民活動に参加することで、自然と市民協働に関する知識や理解を深めていただいていたと考えられます。したがって市民に市民協働に関する知識や理解を深めていただくため、引き続きボランティアやNPO等への参加の機会を提供し続けることが必要と考えられます。

図2-1-1 自治基本条例等の認知度

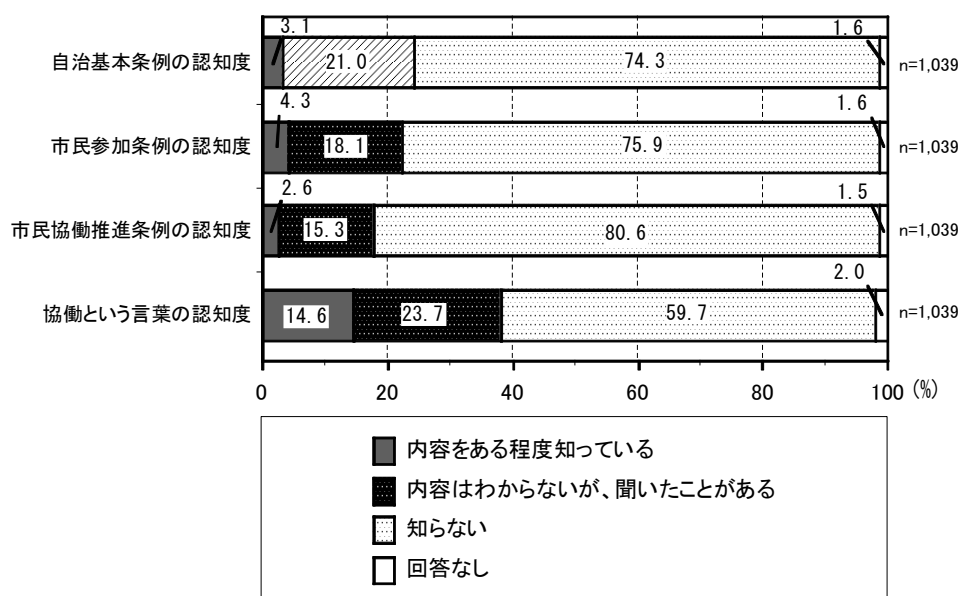
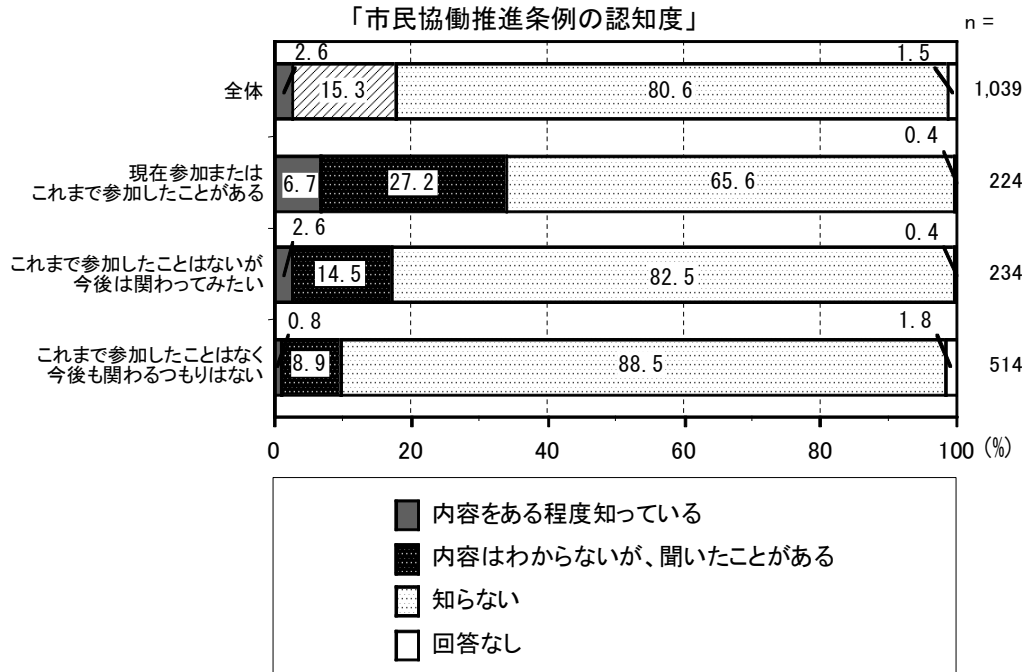


図2-1-2 ボランティア等の参加経験・意向別「市民協働推進条例の認知度」

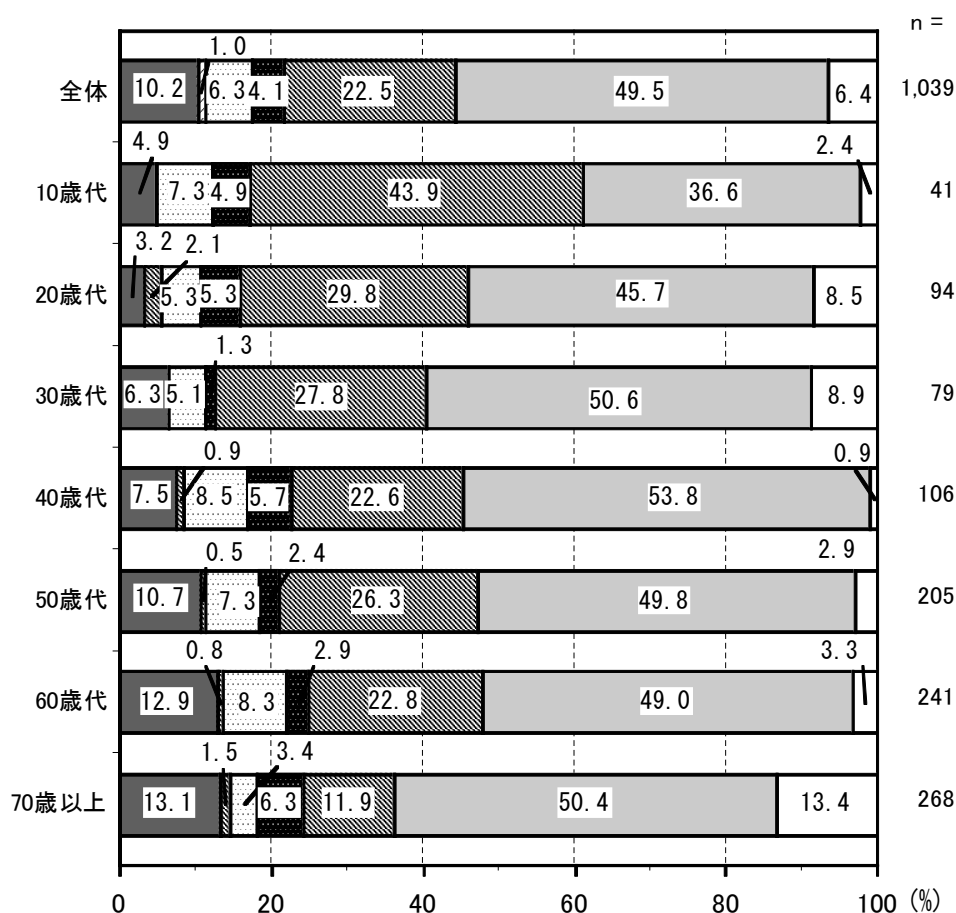


②潜在的なボランティア・NPO参加需要者は約4割あり、この顕在化が課題

約4割の市民がボランティアやNPO活動に今後関わってみたい（あるいは今後も関わっていききたい）と考えています。特に現在は活動していないが、今後は関わっていききたいと考えている「潜在的なボランティア・NPO参加需要者」を顕在化していくことが求められます。（図2-1-3）

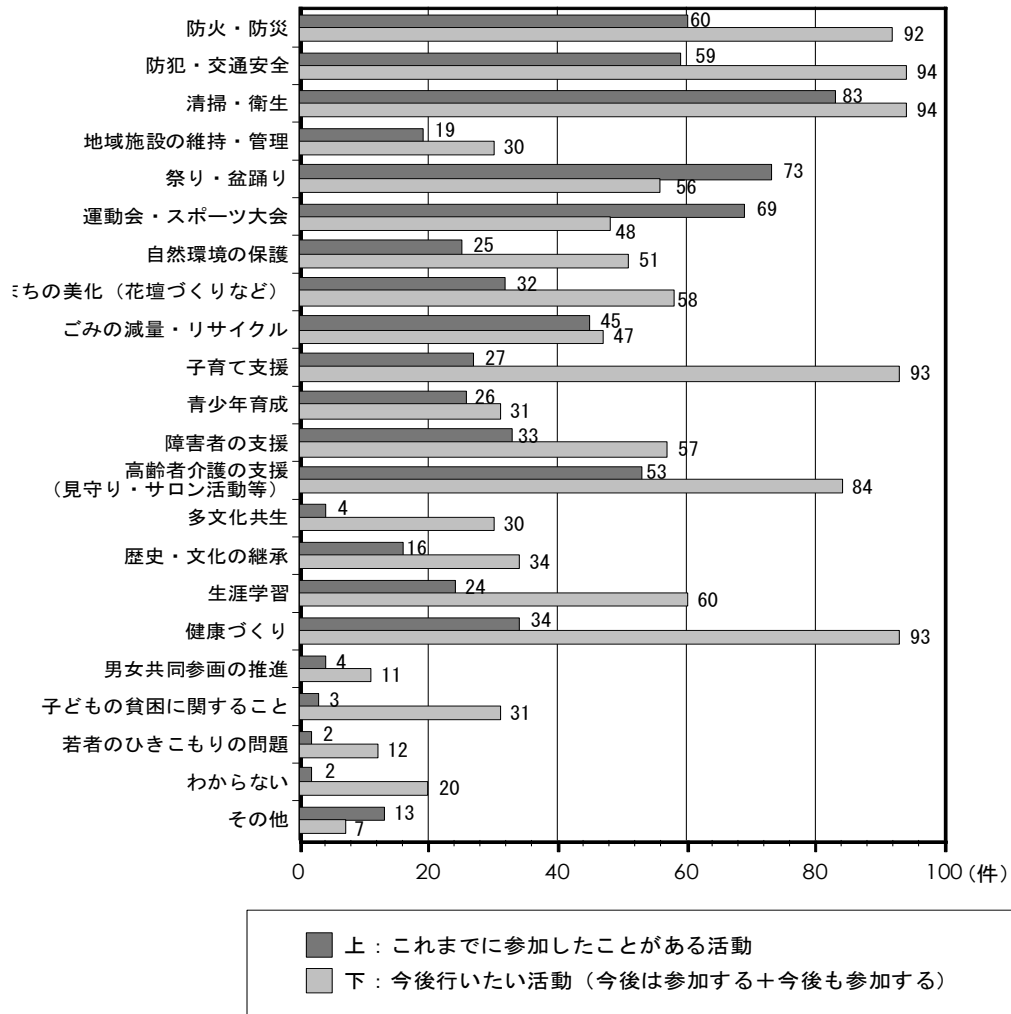
活動分野別の市民の関心については、「子育て支援」や「健康づくり」、「生涯学習」、「防犯・交通安全」、「防火・防災」、「高齢者介護の支援（見守り・サロン）」などに対する参加の意欲が高いことがわかります。（図2-1-4）。

図2-1-3 年齢別「ボランティア・NPO活動等への関わり」



- 現在参加しており、今後も続けていきたい
- ▨ 現在参加しているが、今後はやめたいと思っている
- ▤ これまで参加したことがあり、今はやめているが、今後また関わってみたい
- ▥ これまで参加したことはあるが今はやめており、今後も関わるつもりはない
- ▧ これまで参加したことはないが、今後は関わってみたい
- これまで参加したことはなく、今後も関わるつもりはない
- 回答なし

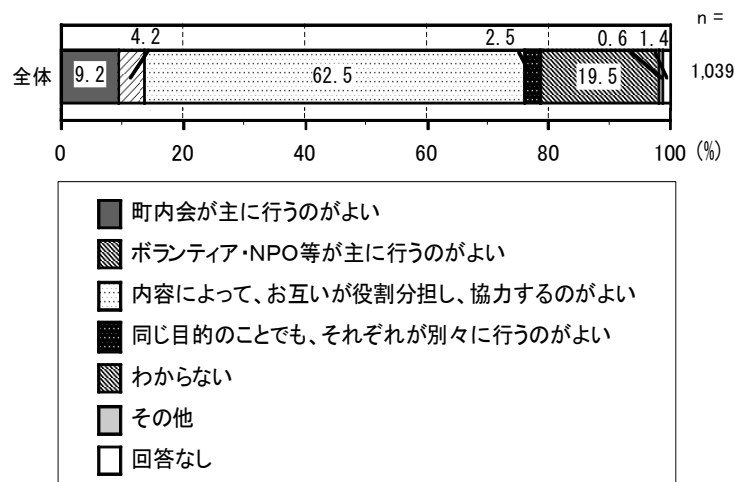
図 2-1-4 これまでに参加したことがある活動と今後行いたい活動の比較



③町内会とボランティア・NPO等との協働が望ましいと考える市民は6割以上

「内容によって、お互いが役割分担し、協力するのがよい」が62.5%を占めており、多くの市民が協力関係をもって役割分担していくことを望んでいます（図2-1-4）。

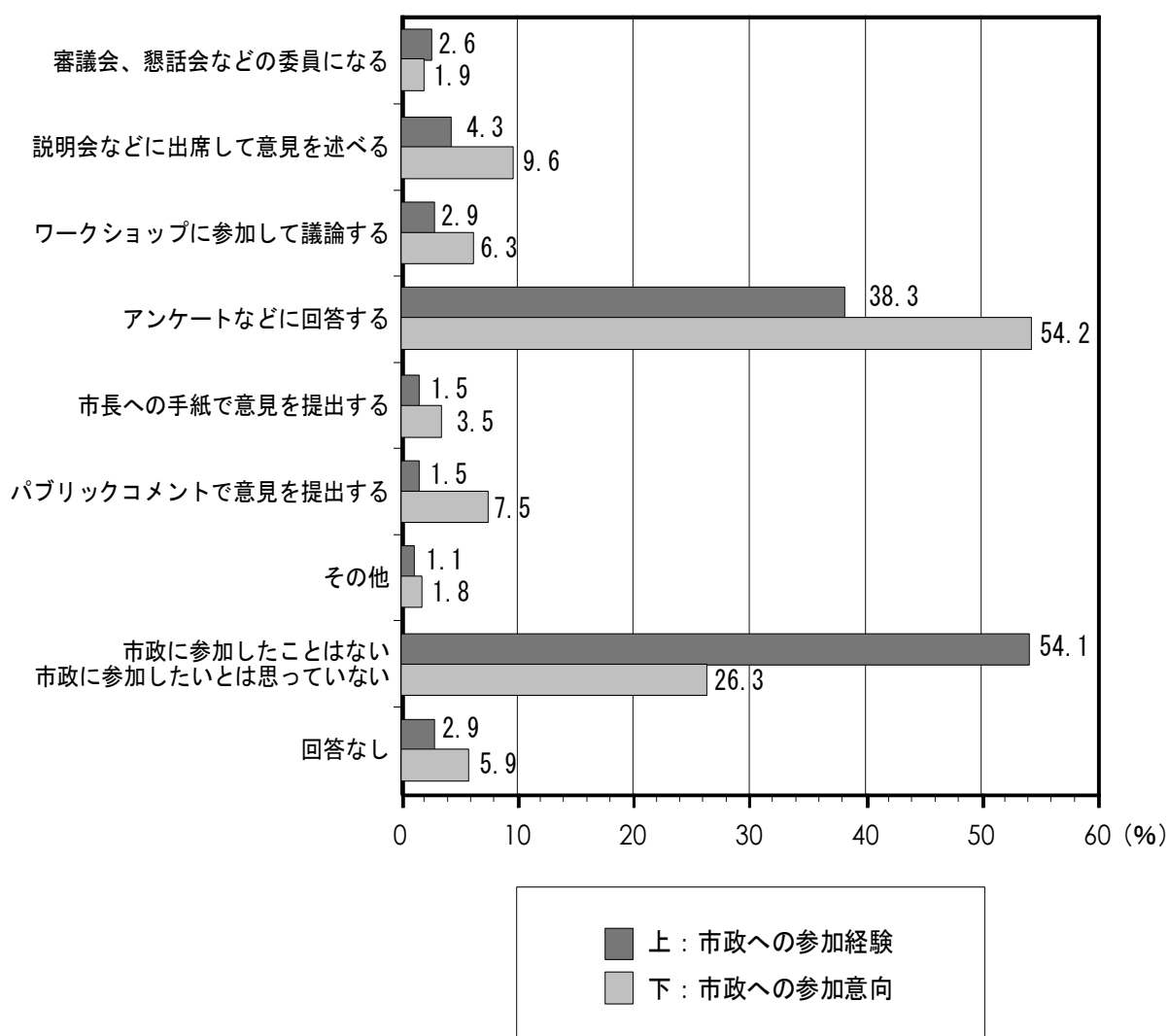
図 2-1-4 町内会とボランティア・NPO等との役割分担



④引き続き多様な市民参加の機会の確保が必要

市政への参加意向を示している人は、市政への参加経験のある人を上回っており、参加意欲のある市民は7割近くいます（図 2-1-5）。引き続きアンケートをはじめとした多様な市民参加の機会を提供していく必要があります。

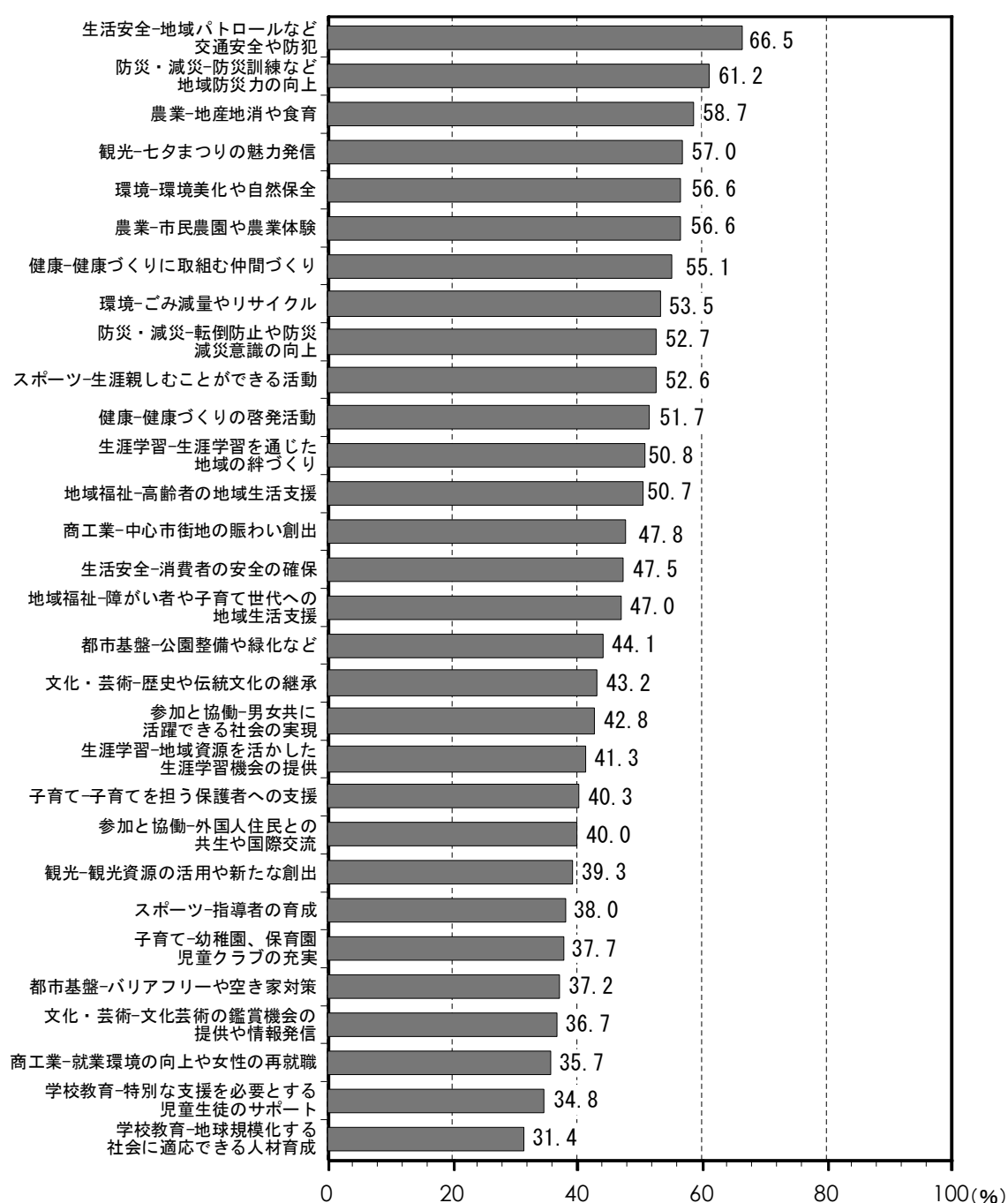
図 2-1-5 「市政への参加経験」と「市政への参加意向」



⑤施策展開における市民協働の機会拡大が課題

「生活安全－地域パトロールなど交通安全や防犯に関すること（66.5%）」や「防災・減災－防災訓練など地域防災力の向上に関すること（61.2%）」、「農業－地元特産物の地産地消、食育に関すること（58.7%）」、「観光－安城七夕まつりの魅力発信に関すること（57.0%）」、「環境－環境美化や自然保全に関すること（56.6%）」など、生活安全や防災・減災、農業、観光、環境など、幅広い分野にわたって、安城市と市民が協働して行うべきとの回答が得られています（図2-1-6）。こうした分野の市民協働の機会拡大が課題であると言えます。

図2-1-6 「安城市と市民が協働して行うべき」の回答割合



⑥20 歳代や 30 歳代の若い世代、新住民の町内会加入が課題

町内会に「加入している」は約 8 割（82.7％）ですが、年齢別にみると 20 歳代・30 歳代での加入率が低く、居住年数別にみると、10 年未満の加入率が顕著に低くなっています（図 2-1-7、図 2-1-8）。

図 2-1-7 年齢別「町内会への加入状況」

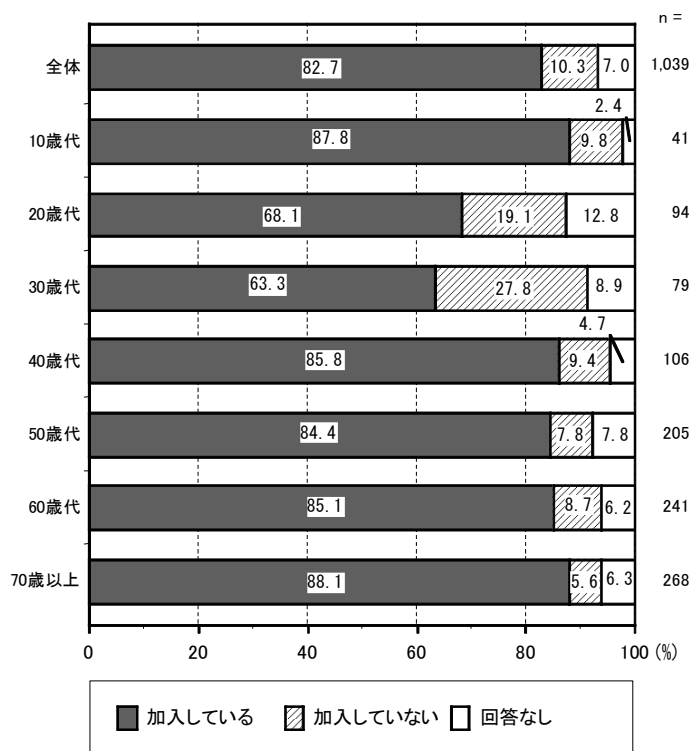
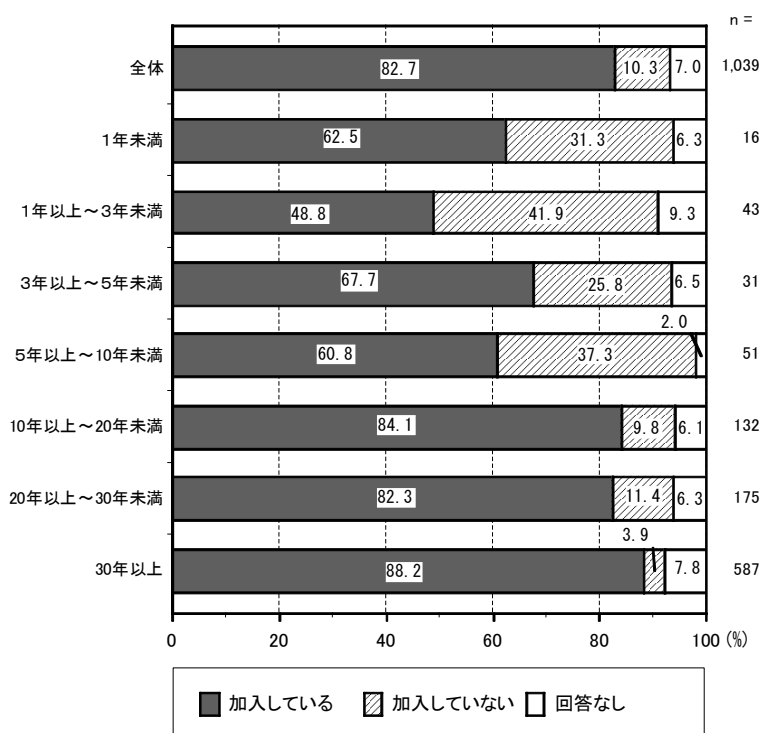


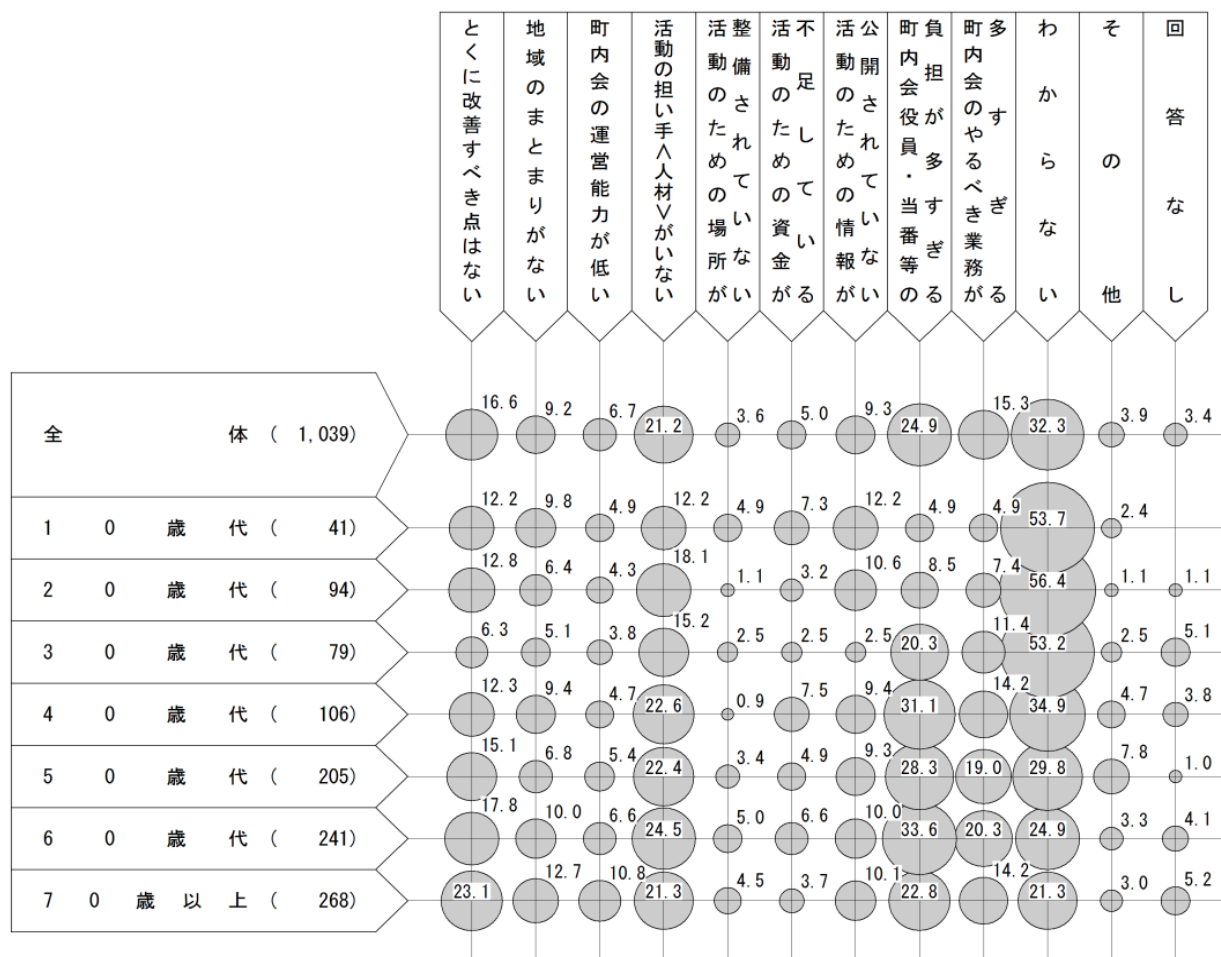
図 2-1-8 居住年数別「町内会への加入状況」



⑦町内会の改善すべき点は、主に人材面

町内会活動の改善すべき点については、「町内会役員・当番等の負担が多すぎる」と「活動の担い手（人材）がいない」が上位を占めています（図 2-1-9）。

図 2-1-9 年齢別「町内会の改善すべき点」



2 町内会の視点からみた市民協働のまちづくり

市民意向を反映した計画づくりに向けて、2016年（平成28年）7月に実施した「市民協働に関するアンケート調査（町内会向け）」の結果から、町内会の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題について整理すると、以下の4点です。

【安城市 市民協働に関するアンケート（町内会向け）の実施概要】

- 調査対象：安城市内の全79町内会
- 調査方法：行政連絡員による配布と郵送による回収
- 調査時期：2016年（平成28年）7月
- 回収状況：配布数79票に対して、回収数は66票で有効回収率は83.5%

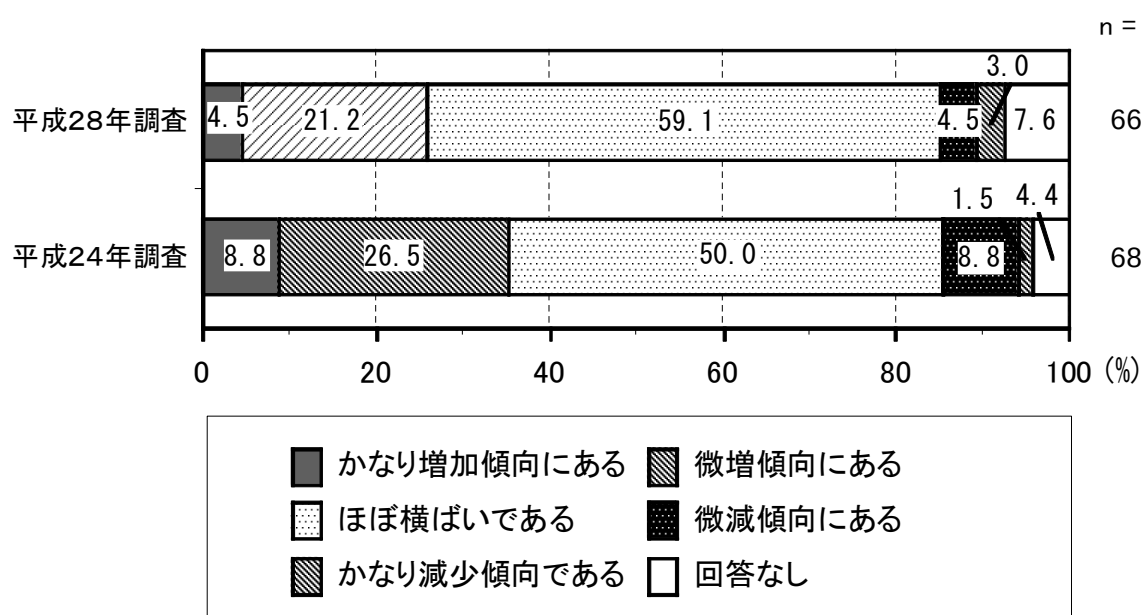
町内会の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題

- ①様々な加入促進策を実施しているものの、依然として町内会の加入率の向上が課題（図2-2-1）
- ②「防火・防災」をはじめとした多様な町内会活動が行われており、しかも前回調査と比べて地域福祉活動が大幅に増加するなど町内会活動は全般的に活発化（図2-2-2）
- ③役員に関する課題をはじめとして、すべての町内会が活動を行う上での多様な課題を抱えており、課題は地域的に拡大（図2-2-3）
- ④他団体との協働のメリットを実例的に示していくことが協働の輪を図る上での課題（図2-2-4、2-2-5）

①様々な加入促進策を実施しているものの、依然として町内会の加入率の向上が課題

多くの町内会で、「未加入世帯や転入者に口頭で加入を呼びかけている」や「賃貸住宅のオーナーや管理会社に加入を呼びかけている」など、町内会への加入を促進するための取組を実施していますが、町内会の加入率について「ほぼ横ばいである」が前回調査に比べて9.1ポイント増加し、59.1%と過半数を占めており、苦戦している状況が伺えます（図2-2-1）。

図2-2-1 町内会への加入率の増減

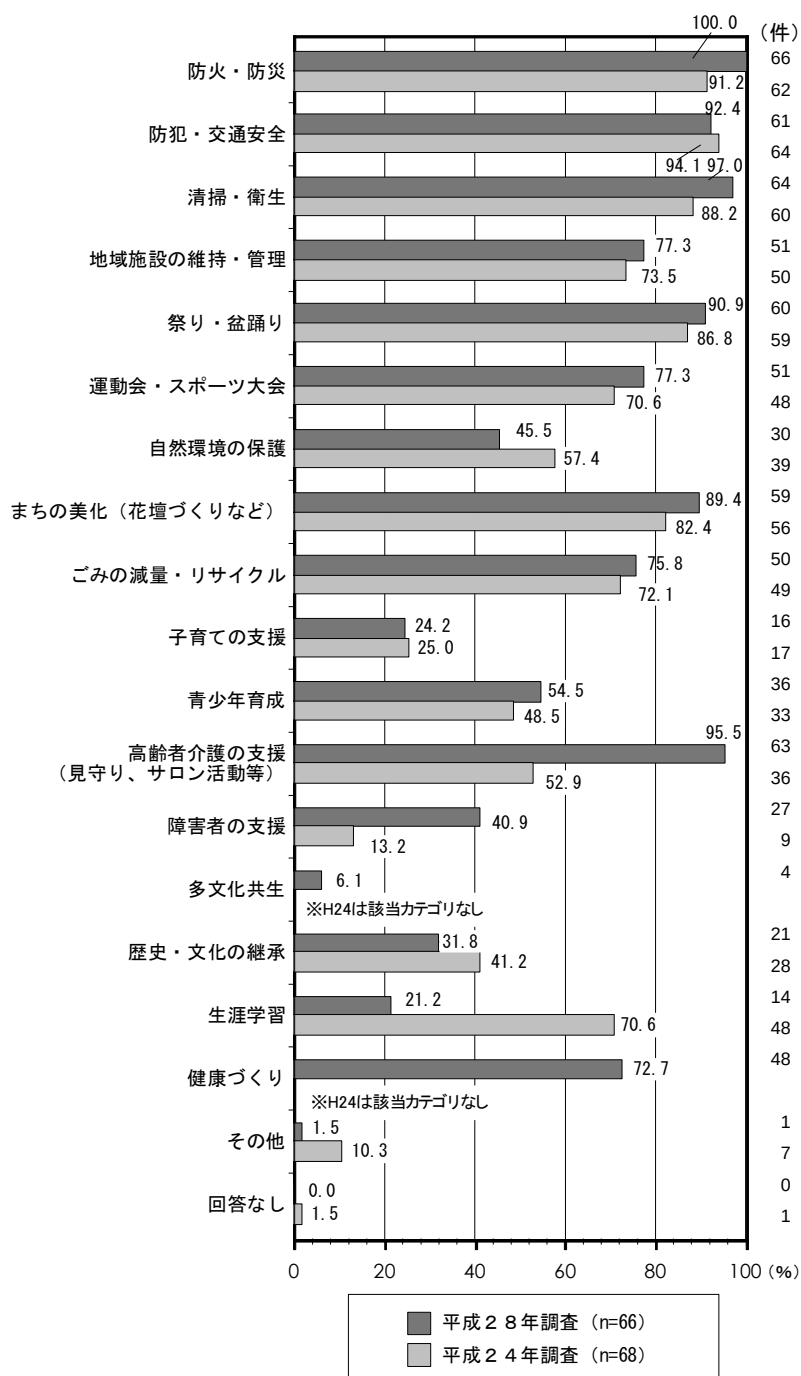


②「防火・防災」をはじめとした多様な町内会活動が行われており、しかも前回調査と比べて地域福祉活動が大幅に増加するなど町内会活動は全般的に活発化

「防火・防災」や「清掃・衛生」、「高齢者介護の支援（見守り、サロン活動等）」、「防犯・交通安全」がいずれも9割以上の町内会で行われています。

2012年（平成24年）に比べて、「高齢者介護の支援（見守り、サロン活動等）」と「障害者の支援」の活動を行う町内会が大幅に増えるなど、課題解決型の活動が浸透しつつある状況がうかがえます（図2-2-2）。

図2-2-2 町内会で行っている活動内容

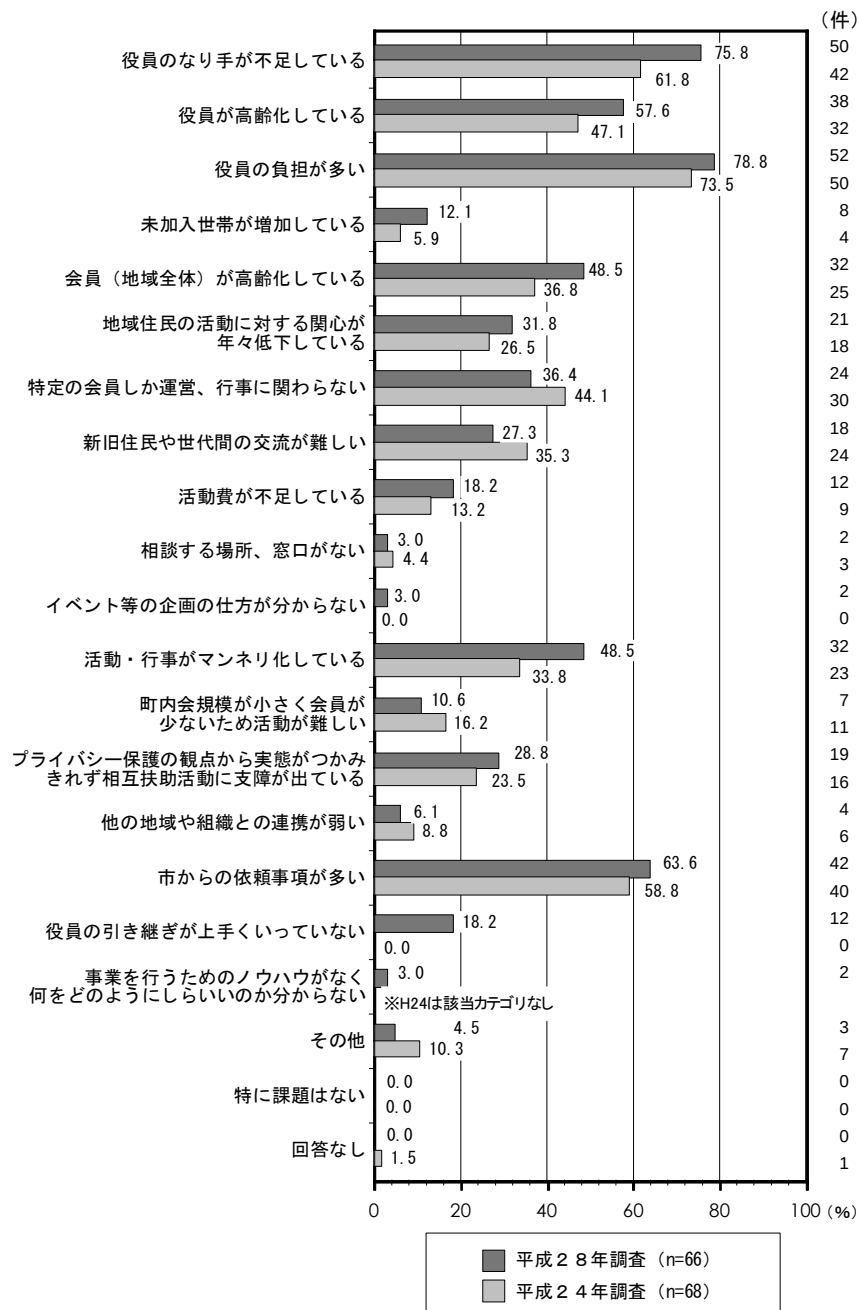


③役員に関する課題をはじめとして、すべての町内会が活動を行う上での多様な課題を抱えており、課題は地域的に拡大

「役員の負担が多い」をはじめ、「役員のなり手が不足している」や「市から依頼事項が多い」、「役員が高齢化している」など、全般的に役員に関することが町内会活動を行う上での主な課題としてあげられています。

「活動・行事がマンネリ化している」や「役員のなり手が不足している」、「会員（地域全体）が高齢化している」、「役員が高齢化している」など、前回調査に比べてポイントアップしている課題の方が多く、活動上の課題が地域的に拡大してきている状況がうかがえます（図 2-2-3）。

図 2-2-3 町内会活動の課題

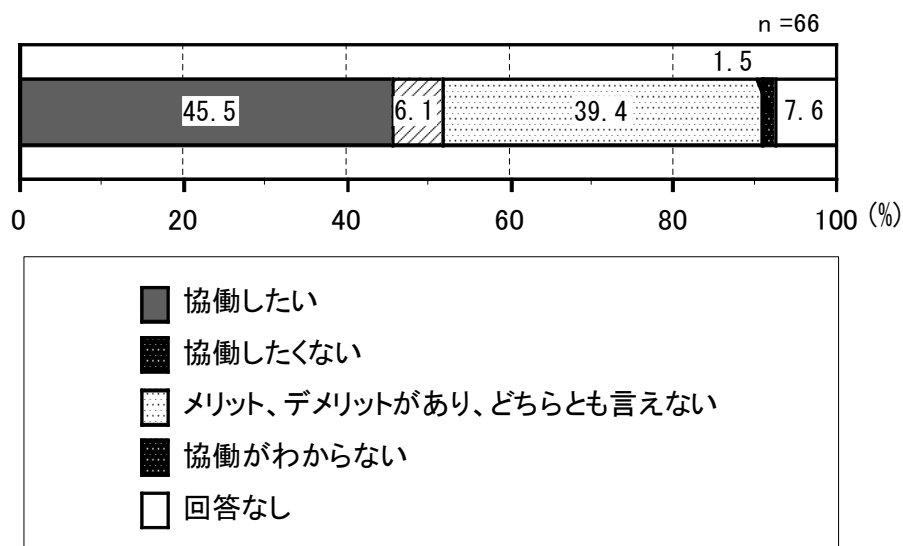


④他団体との協働のメリットを実例的に示していくことが協働の輪を図る上で の課題

他の団体と「協働したくない」という町内会は僅か6.1%にとどまっているのに対して、「協働したい」という町内会は45.5%と半数近くを占めています。一方で「メリット、デメリットがあり、どちらとも言えない」と回答した町内会が39.4%あります。言い換えればこれらの町内会については、メリットがあることが理解できれば、協働して活動したいという意欲があるともいえます。他団体との協働のメリットを実例的に示していくことが今後の課題であるといえます。

(図 2-2-4)

図 2-2-4 他団体との協働意向



3 市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくり

市民意向を反映した計画づくりに向けて、2016年（平成28年）7月に実施した「市民協働に関するアンケート調査（市民活動団体向け）」の結果から、市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題について整理すると、以下の7点です。

【安城市 市民協働に関するアンケート（市民活動団体向け）結果概要】

- 調査対象：市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンターに団体登録している、市民活動団体418団体
- 調査方法：郵送及び行政連絡員による配布、郵送による回収
- 調査時期：2016年（平成28年）7月
- 回収状況：配布数418票に対して、回収数は284票で有効回収率は67.9%

市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題

- ①人材・活動の場所・資金・情報の4つの経営資源のうち、「メンバーが高齢化している」など人材面の課題を抱えている団体が最も多い（図2-3-1～2-3-4）
- ②資金面で自立した活動を展開する市民活動団体の育成が課題（図2-3-5、2-3-6）
- ③最新の情報が入手できるようネット情報の充実と市民活動団体のICTスキル※の向上が課題（図2-3-7）
- ④「人材育成の実施」に対する支援要望がこの4年間で大きく拡大しており、「市民活動団体同士を結びつけ協働を作り出すことのできる人材を養成する講座」などのより一層の充実が課題（図2-3-8）
- ⑤市民交流センターの機能の充実と利用促進が課題（図2-3-9）
- ⑥市民活動団体と地域団体など多様な協働関係が生まれるような支援が課題（図2-3-10）
- ⑦市民活動補助制度のより一層の周知が課題（図2-3-11）

※ICTスキル：ICTとは、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。スキルとは、技術的な能力です。ここでは、パソコンやインターネットを使いこなしていく能力のことをさしています。

①人材・活動の場所・資金・情報の4つの経営資源のうち、「メンバーが高齢化している」など人材面の課題を抱えている団体が最も多い

「特になし」と「回答なし」を除いた残りの46.9%の市民活動団体が「活動のための道具を置く場所が不足している」や「電話・郵便物などを受ける決まった窓口（連絡先）がない」など、場所などに関する何らかの課題を抱えています（図2-3-1）。また、同様に49.3%の市民活動団体が「会費や入会金が増えない」や「自主的な事業活動による収入が増えない」、「収入が安定しない」など、資金に関する課題を抱えています（図2-3-2）。さらに、73.6%の市民活動団体が「活動に参加したい人の情報が得にくい」や「自分たちの活動を効果的に広める方法がない」、「活動を必要とする人や施設の情報が得にくい」など、情報面での何らかの課題を抱えて

います（図 2-3-3）。

対して、人材面での何らかの課題を抱えている市民活動団体は 85.2%と、場所や資金に関する課題を抱えている市民活動団体を大きく上回っています。中でも、「メンバーが高齢化している」（47.2%）や「新しいメンバーがなかなか入ってこない」（46.5%）などが多くの市民活動団体の課題になっています（図 2-3-4）。このように、活動の場所や資金面以上に、情報面の課題を抱えている市民活動団体が多く、それ以上に人材面の課題を抱えている市民活動団体が多い状況です。

図 2-3-1 場所に関する課題

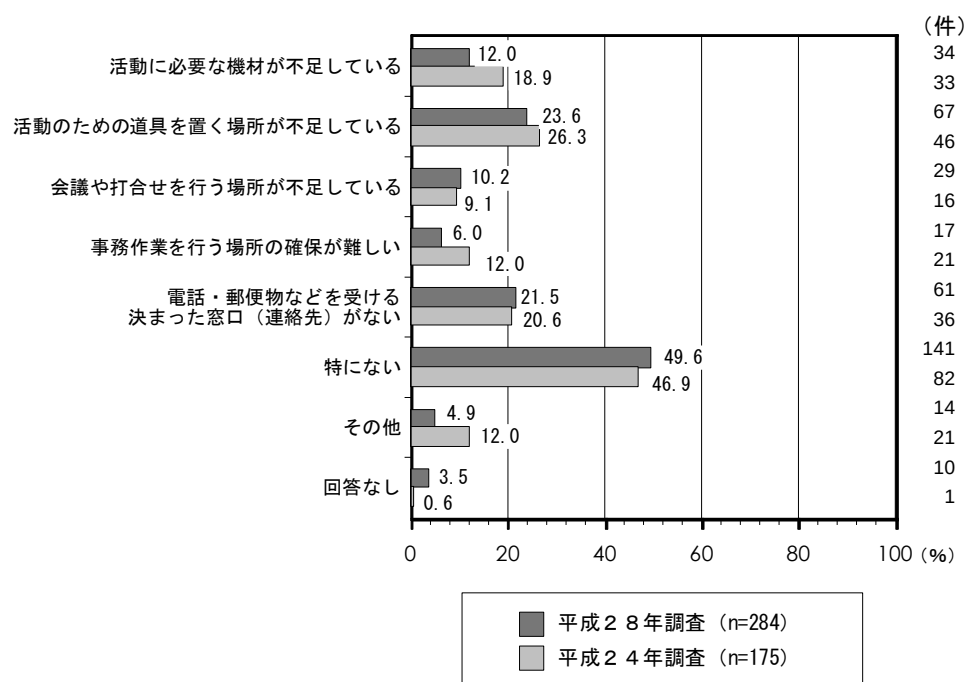


図 2-3-2 資金に関する課題

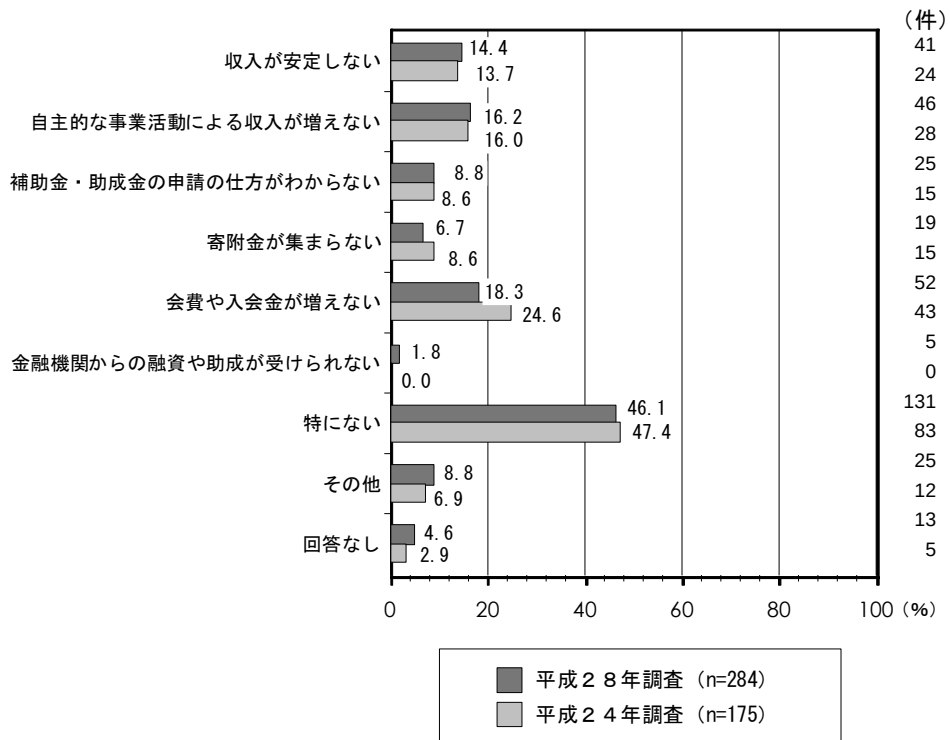


図 2-3-3 情報に関する課題

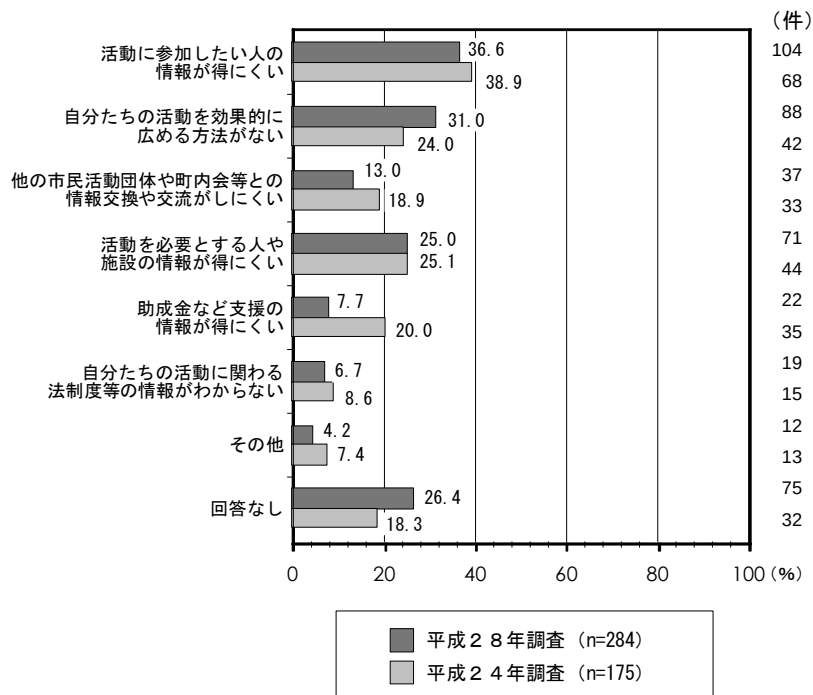
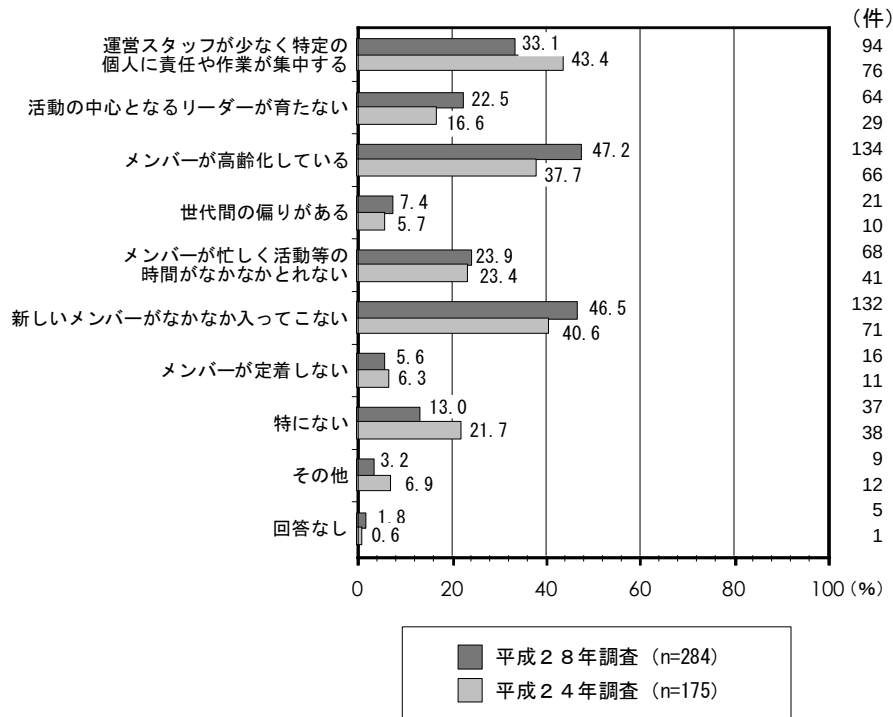


図 2-3-4 人材に関する課題



②資金面で自立した活動を展開する市民活動団体の育成が課題

6割近くの団体は「会費・入会金」を得て活動しています。また、「行政機関からの補助金・助成金」を受けている団体も28.9%みられます。

一方、「自主的な事業活動による収入」を得ている団体が13.0%（37団体）、「行政機関からの業務委託など」が7.4%（21団体）で、少数ではありますが事業活動から収入を得ている団体が一定程度存在しますが、民間団体からの業務委託は1.1%と僅かです。また、民間からの補助金・助成金も5.3%にとどまっています（図 2-3-5）。

また、NPOやボランティア団体自身が実施する必要があると考えている取組として、「活動の運営基盤と強化し安定性を高める」を41.2%（117団体）の団体があげています（図 2-3-6）。

図 2-3-5 資金の調達先

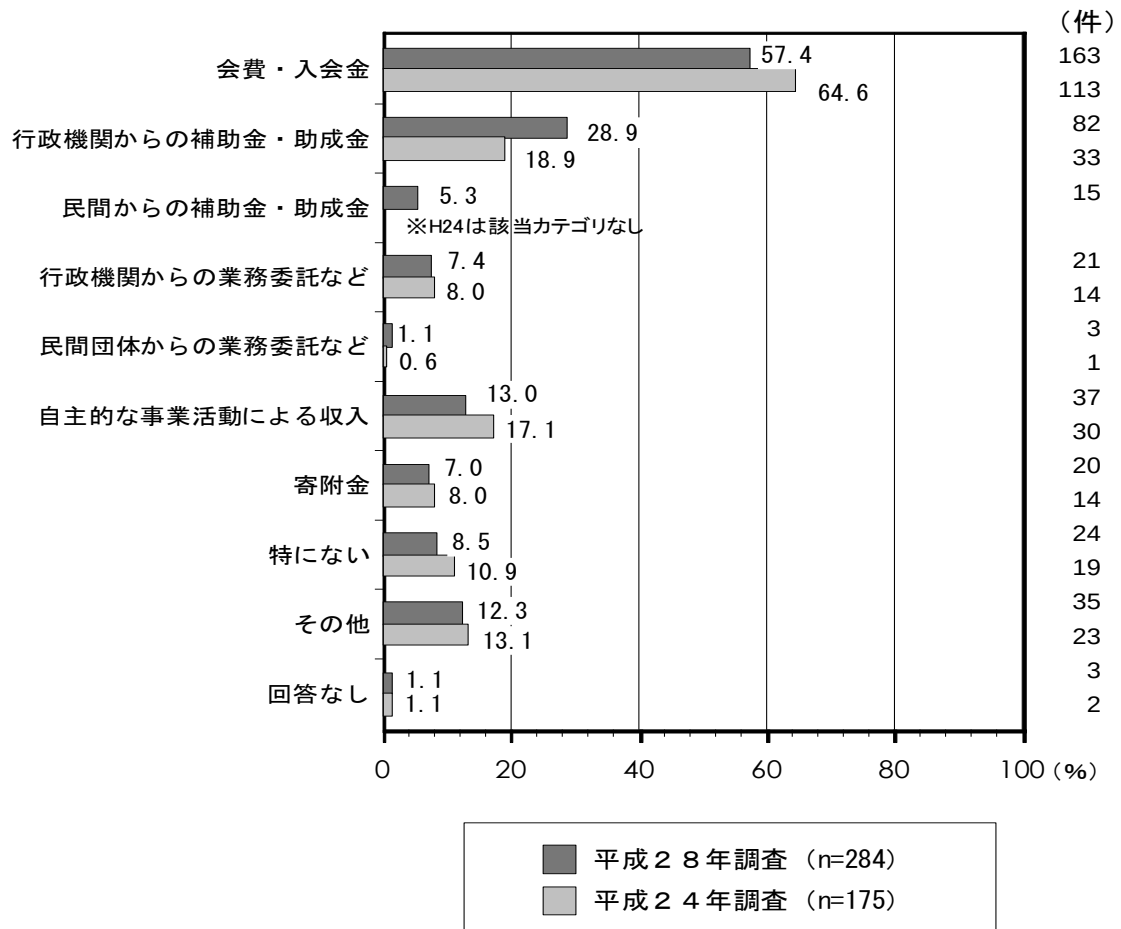
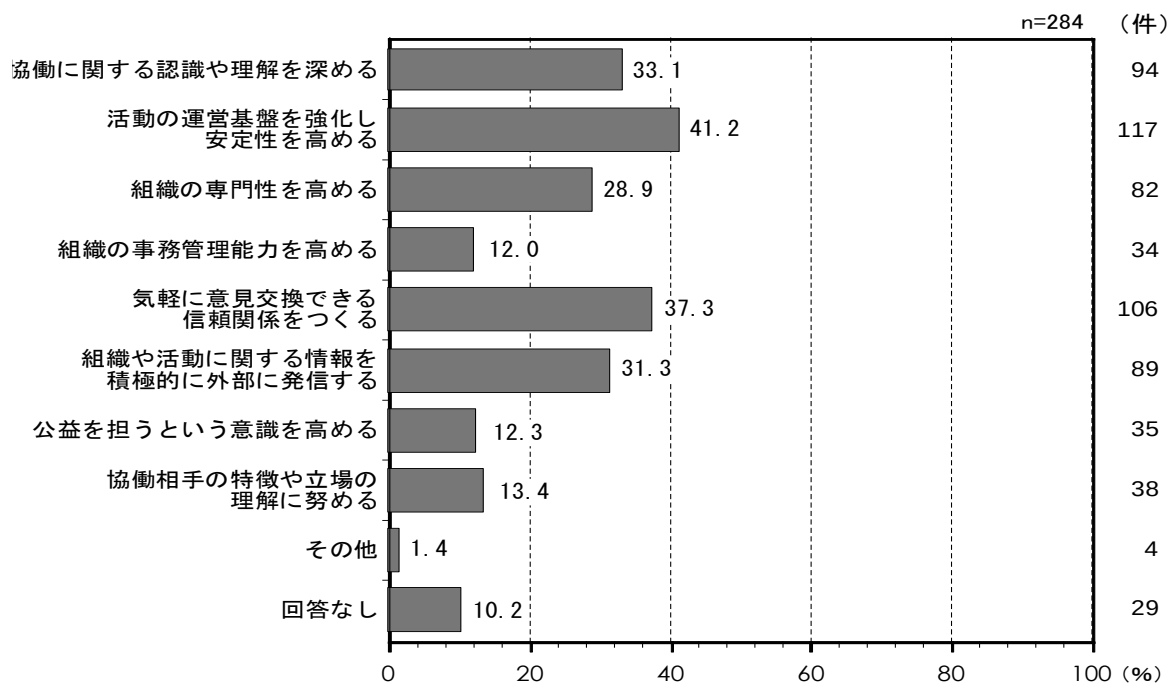


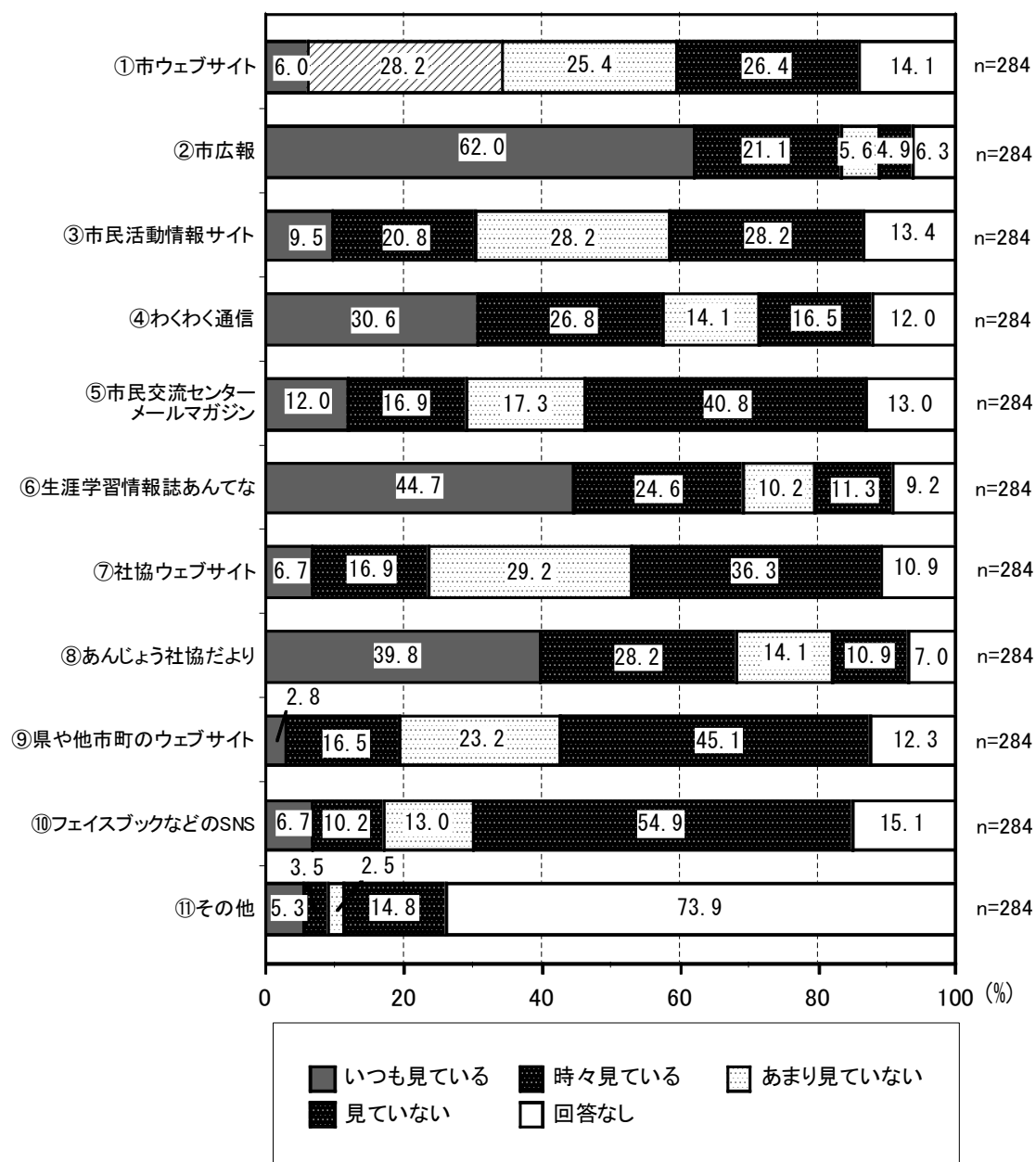
図 2-3-6 市民活動団体にとっての必要な取組



③最新の情報が入手できるようネット情報の充実と市民活動団体のICTスキルの向上が課題

活動に必要な情報の入手先としては、「市広報」がもっとも多く6割以上の団体が回答しています。このほかでは、「あんじょう社協だより」、「わくわく通信（市民交流センター季刊誌）」に比較的多数の回答があり、いずれも紙媒体からの情報入手が中心となっています（図 2-3-7）。

図 2-3-7 活動に必要な情報の入手先

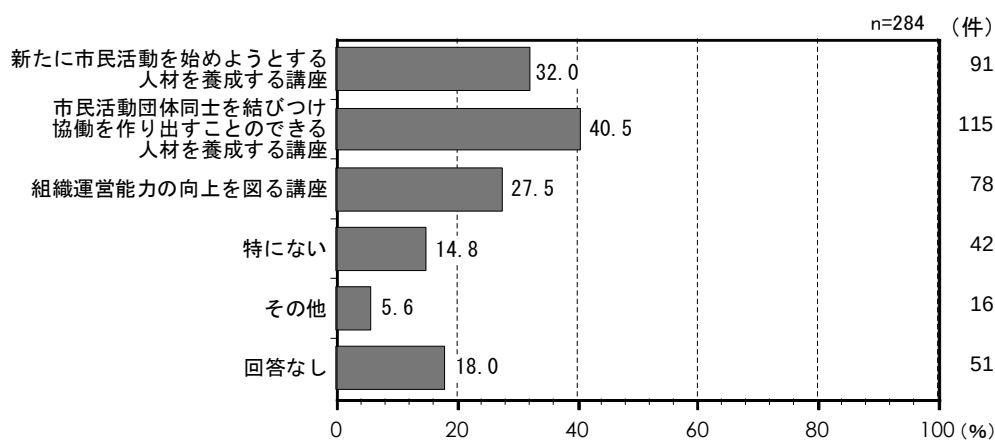


④「人材育成の実施」に対する支援要望がこの4年間で大きく拡大しており、「市民活動団体同士を結びつけ協働を作り出すことのできる人材を養成する講座」などのより一層の充実が課題

NPOやボランティア団体に対する支援としては、「経済的支援（補助金等）」、「団体の活動を支援する機能や活動拠点」もさることながら、「市民活動の担い手の育成などの人材育成の実施」も強く望まれています。特に、人材育成の実施については、支援が必要とする意見が4年前と比べると大きく拡大しています。

また、人材育成講座の内容として、「新たに市民活動を始めようとする人材を養成する講座」以上に、「市民活動団体同士を結びつけ協働を作り出すことのできる人材を養成する講座」が強く求められています（図 2-3-8）。

図 2-3-8 必要な人材育成講座

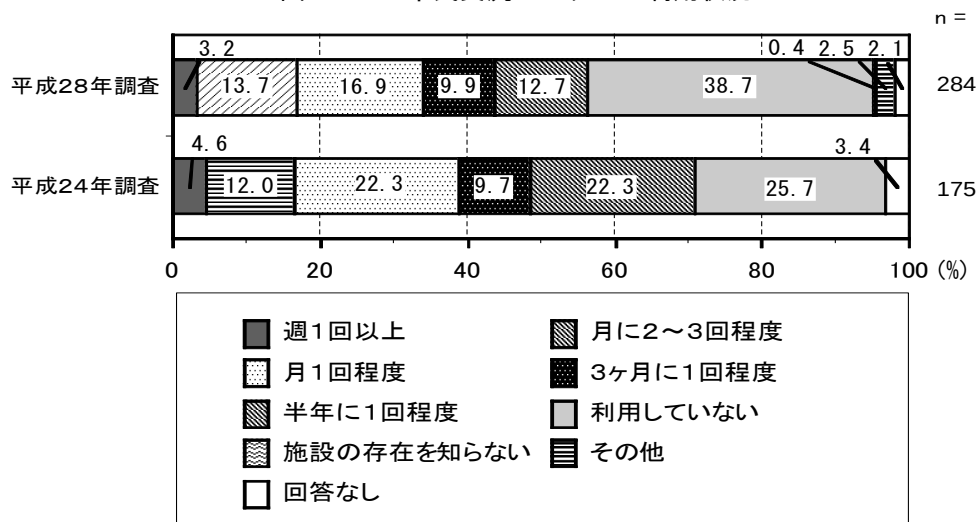


⑤市民交流センターの機能の充実と利用促進が課題

市民交流センターを「利用していない」という団体は4年前の25.7%から38.7%に増加しています（図 2-3-9）。

このため、市民交流センターが市民活動団体にとってより魅力的で利用したくなるような施設として充実を図る必要があると考えられます。

図 2-3-9 市民交流センターの利用状況

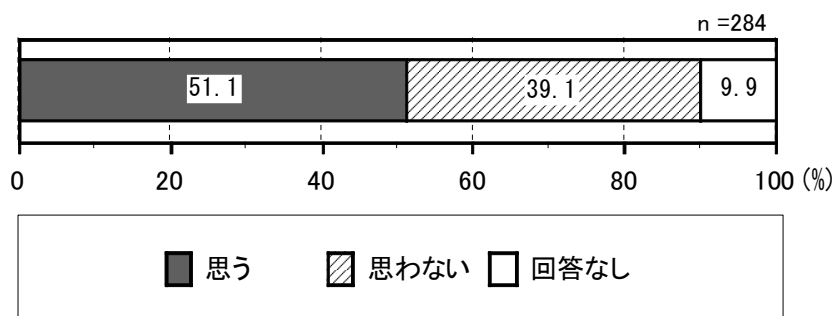


※H24「その他」カテゴリなし

⑥市民活動団体と地域団体など多様な協働関係が生まれるような支援が課題

今後、他団体との協働を進めたいという市民活動団体は、51.1%います（図2-3-10）。多様な主体同士の協働は相乗効果を生むことが期待されることから、市民活動団体同士や地域団体同士、市民活動団体と地域団体をマッチングする機会の充実とマッチングができる人材の育成・確保を図ることが求められます。

図 2-3-10 他団体との協働意向

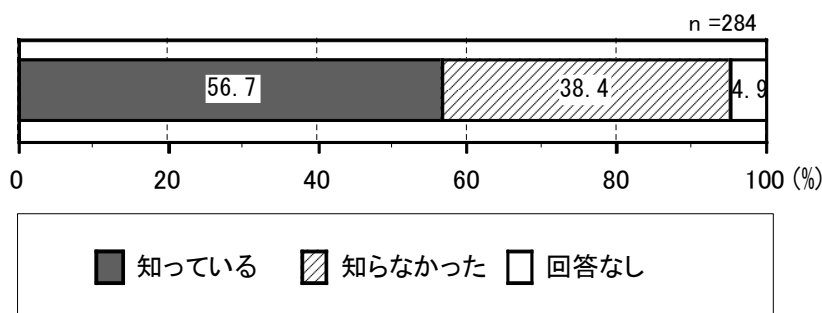


⑦市民活動補助制度のより一層の周知が課題

安城市市民協働推進計画スタートアップ・プログラムの一つとして市民活動補助制度をスタートさせましたが、その認知度は、56.7%にとどまっています（図2-3-11）。

制度の周知を図っていくことが課題です。また、より使い勝手のよい制度となるよう再検討していくことも求められます。

図 2-3-11 市民活動補助制度の認知度合い



4 計画の主な達成状況と主要課題

第1次推進計画では、「①人づくり」、「②普及啓発とのためのツールづくり」、「③財政的支援」の3つの観点から、「職員向けの市民協働研修事業」と「協働のまちづくり人材養成講座事業」、「『協働事業事例集』発行事業」、「市民活動補助事業」の4つの事業で構成されるスタートアップ事業を着実に推進し、次に示すような成果を達成しました。

【安城市市民協働推進計画の主な達成状況】

- ①市民活動補助制度が創設（2013年度）
 - 市民提案型事業や行政提示型事業によって市民活動や市と市民の協働事業が進展
 - 公開成果報告会の開催を通じて活動成果を共有
- ②市民協働推進基金（マッチングギフト方式）の創設（2013年度）
- ③まちづくり人養成講座（初級編・中級編）の開催（2013～2016年度）
 - 修了生を核として、任意団体『安城市市民協働サポータークラブ』が発足。
 - 団体と団体を結びつけるマッチング機能を果たす中間支援組織として期待
- ④協働事業事例集『協働ハンドブック あんじょう「コネクト」』発行（2013年度）
 - 行政との協働事業として作成され、HPにもアップロード。
- ⑤職員向け市民協働研修の開催（2013～2014年度）
 - 「職員向け研修」及び「まちづくり人養成講座」を修了した職員数約40名。

しかしながら、これまでで整理した事項などを踏まえると、以下のような事項が今後に向けての主要課題としてあげられます。

【安城市における協働推進の今後に向けての主要課題】

- ①潜在的なボランティア活動やNPO活動への参加希望者の顕在化（参加のきっかけづくり）
- ②団体と団体を結び付け多様な協働を作り出す人材の継続的な育成とその後の活躍の場の提供
- ③団体と団体を結び付け多様な協働を作り出すコーディネート機能の充実
- ④自立した市民活動の継続に必要な、地域課題及び組織運営に関する専門性を有する市民活動団体の育成
- ⑤ボランティア活動やNPO活動への参加促進を通じた市民協働に関する知識や理解の促進
- ⑥多様な市民ニーズとより困難な地域課題に对应していくための、地域団体・市民活動団体・事業者などの多様な主体による市民協働の促進
- ⑦計画の成果を把握するための指標を設けること



第3章 安城市がめざす市民協働の姿

1 基本目標と第2次計画策定のポイント

(1) 市民協働推進計画の基本目標

安城市市民協働推進条例では、「市民協働によるまちづくりの推進」を目的に掲げており、本計画はその目的を達成するための計画です。本計画においても、その目的を達成するために「市民協働によるまちづくりの実現」を基本目標としてとして描き、市民協働を推進していくこととします。

また、条例では、以下のように基本理念を設定しています。本計画においても引き続きこの基本理念に基づき、市民協働を推進していくこととします。

基本目標

市民協働によるまちづくりの実現

安城市市民協働推進条例

(基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

- (1) 互いに自立し、自主的に行動すること。
- (2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。
- (3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。
- (4) 目標を共有し、その達成に努めること。
- (5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。
- (6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。

(2) 第2次計画策定の重要ポイント

前ページの「安城市における協働推進の今後に向けての主要課題」で整理した主要課題を踏まえ、本計画は、次の4つの重要ポイントを掲げて策定しました。

1. 成果指標の設定

計画の成果を把握するため、基本方針ごとに数値目標を設定し、これに基づき計画的に施策・事業を推進します。

2. 自立した市民活動

専門性が高く、経済的にも自立した組織基盤がしっかりとした市民活動団体に発展していくための支援に力を入れます。

3. 市民活動団体と市との協働の更なる推進

主要課題を解決するため、これまで以上に大きな成果が期待される施策・事業を中心に、市民活動団体と市との協働を進めます。

4. 団体同士の協働の促進

より深刻化し、困難になってきている様々な地域課題の解決に向け、地域団体と市民活動団体、地域団体と事業者、地域活動団体と事業者、地域団体同士、市民活動団体同士など、多様な協働を促進します。

2 基本方針

【基本方針1】 市民協働の担い手の 育成・活用

- 市民活動を支える土台は人材（人財）です。このため、市民活動の参加のきっかけとなる多様な情報や機会、市民活動に関する様々な学習機会を提供するとともに、市民が市民活動を支え合い、育て合う輪を広げます。
- 市民協働に関する市職員の意識改革・スキルアップを図るための研修の実施や市職員の市民活動への主体的参加を促進することを通じて、市民と共に考え、共に汗を流すという職員を育成します。

【基本方針2】 活動場所の充実と団体 に対する支援の充実

- 市民協働や市民活動を活性化するには、市民活動団体が会議や作業などの活動をする場が必要不可欠です。そこで、団体の活動拠点施設がより一層使いやすい施設となるよう管理・運営するとともに、市民活動の支援拠点施設間の連携を強化し、支援機能の充実を図ります。
- 多様な形の協働による地域課題解決に向けた公益活動が市内各所に広がり、定着していくようにするため、市民活動団体や地域団体、事業者など様々な主体による活動が活性化し、相互に結びつくことができる交流・対話の機会の提供や支援を進めます。

【基本方針3】 財政面と組織面の支援

- 市民協働や市民活動を進めていく上で、活動資金の確保や組織体制の強化が必要不可欠です。このため、財政的側面と組織基盤強化という側面から、市民活動の発展的な展開と組織力の強化及び組織運営の自立を支援します。

【基本方針4】
情報の収集及び発信

- 市民協働を進めるためには、市民活動に対する多くの市民の理解が必要不可欠です。このため、多様な手法・媒体を通して、市の協働事業や市民活動や市民協働に関する情報をわかりやすく提供することで市民の協働意識の醸成を図ります。
- また、事例紹介やフォーラムなどの開催を通じて、地域課題解決型の市民協働や市民活動の必要性や意義などに関する理解促進を図ります。

【基本方針5】
市民協働による健幸
(ケンサチ)のまちづくりの
推進

- 本市の将来像「幸せつながる健幸都市 安城」の実現に向けて、市はもとより、市民、地域団体、市民活動団体、事業者などといった多様な主体が相互に助け合い、支え合いながら推進する事業の展開を促します。
- そのため、市民活動団体と市との協働の機会を積極的に増やすとともに、多様な協働を促進していくための情報提供、マッチング機会の提供、活動支援などの施策・事業を推進します。



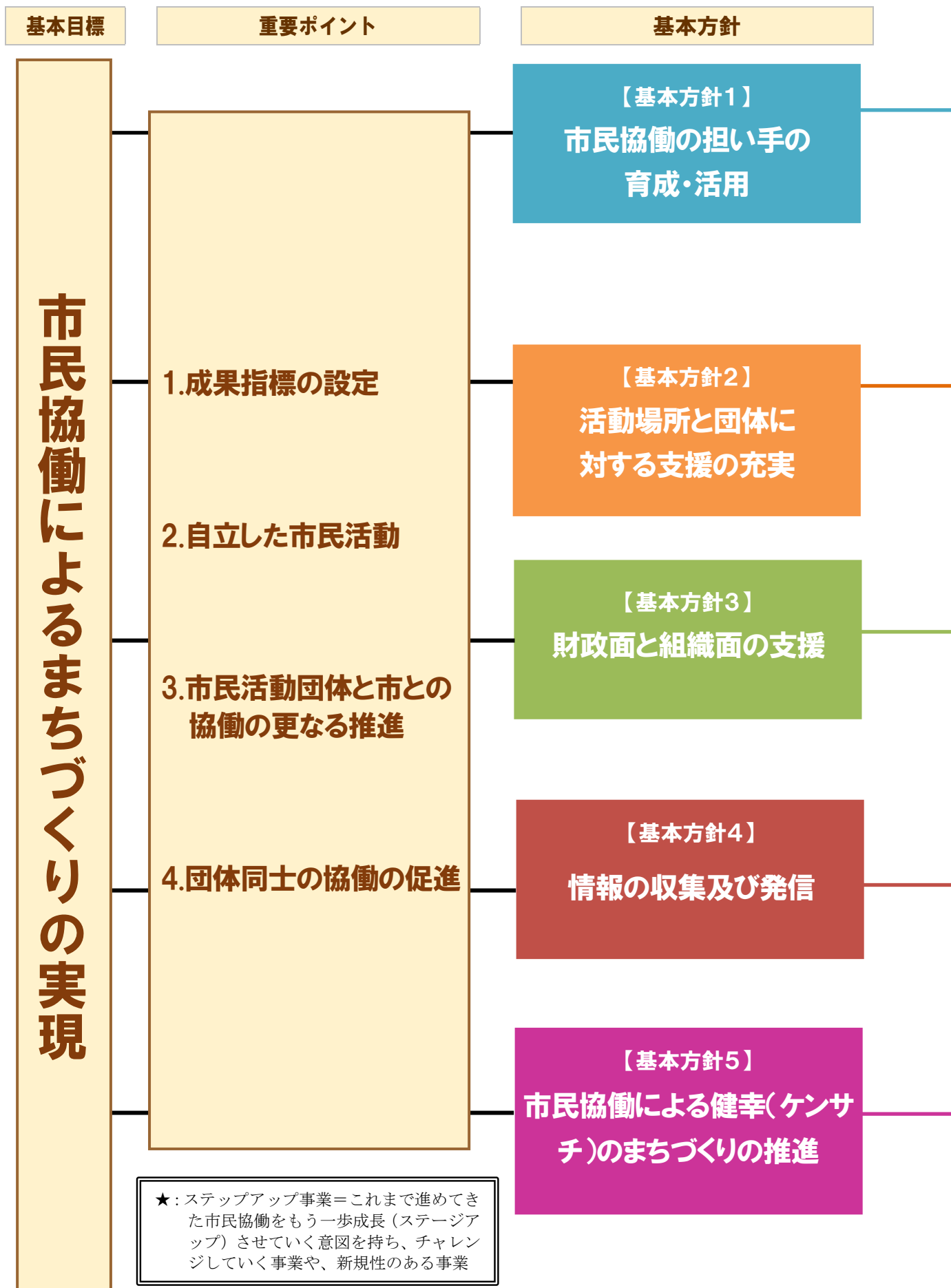
第4章 市民協働推進のための施策

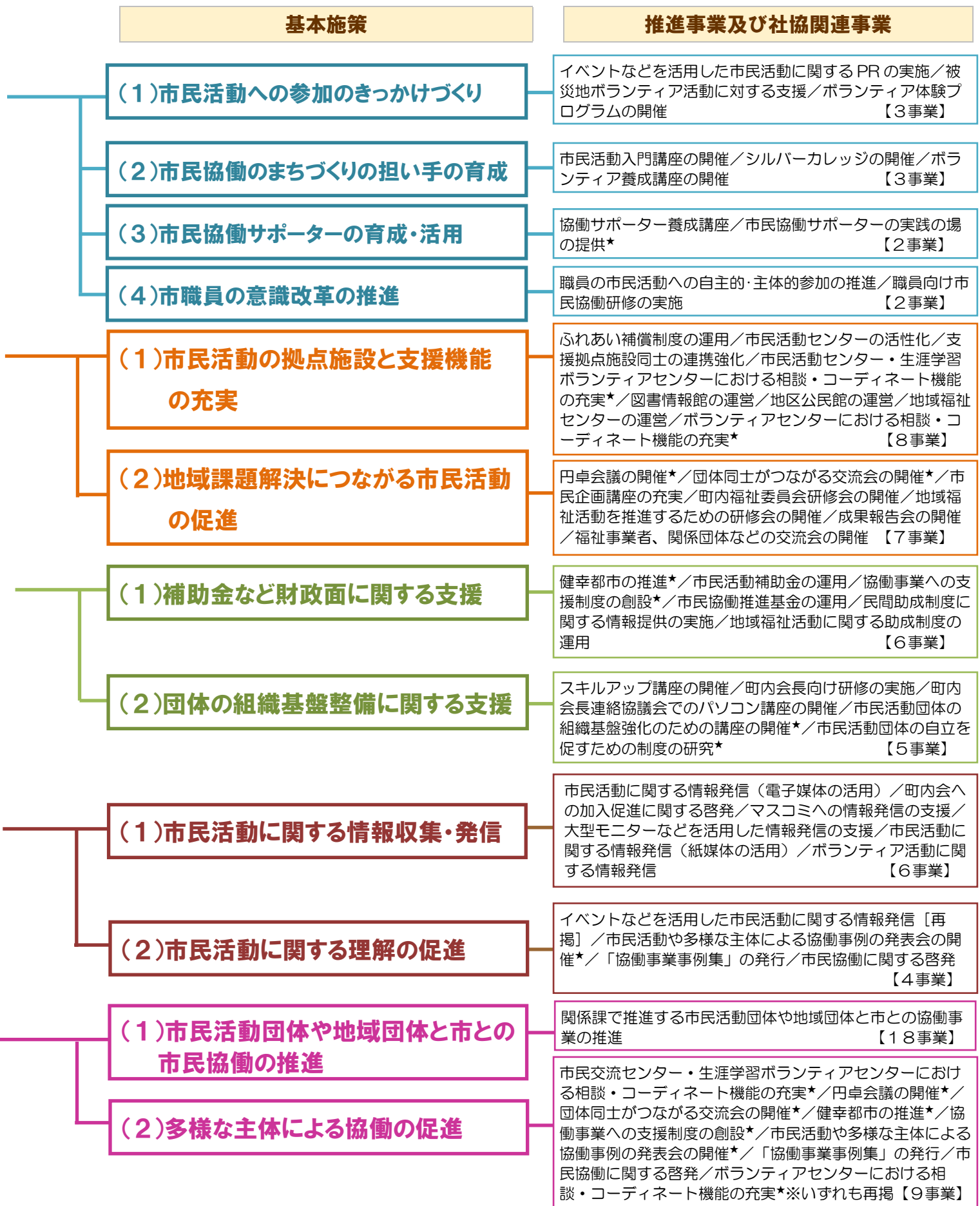
本章では、第3章で掲げた5つの基本方針に沿って、本計画期間内に進めていく施策と推進事業を体系的かつ具体的に提示します。

また、第3章で示した第2次計画策定の重要ポイントをふまえ、推進事業のうち、これまで進めてきた市民協働をもう一步成長（ステージアップ）させていく意図を持ち、チャレンジしていく事業や、新規性のある事業を「ステップアップ事業」と位置づけます（★印で表記）。そして、基本目標の実現に向けた積極的な施策・事業展開を図ります。

計画の推進にあたっては、町内福祉委員会といった地域団体との協働により地域福祉活動を進めている安城市社会福祉協議会の活動を欠かすことはできません。そのため、本計画では、社会福祉協議会が進める施策・事業のうち、本計画との関連性が強いものを「社会福祉協議会の関連事業」として扱い、安城市社会福祉協議会と連携して市民協働を推進します。

1 第2次安城市市民協働推進計画 施策体系





推進事業数：73事業 ステップアップ事業：17事業

2 基本施策と推進事業

基本方針1 市民協働の担い手の育成・活用

◎成果指標

市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合※

現状値 【2016年度（平成28年度）】	目標値 【2023年度】
21.6%	26%

※「市民協働に関するアンケート調査（市民向け）」の問12で「現在参加しており、今後も続けていきたい」（10.2%）「現在参加しているが、今後はやめたいと思っている」（1.0%）「これまで参加したことがあり、今はやめているが、今後また関わってみたい」（6.3%）「これまで参加したことはあるが今はやめており、今後も関わるつもりはない」（4.1%）のいずれかを回答した割合の合計。（p7の図2-1-3を参照）

（1）市民活動への参加のきっかけづくり

市民アンケートによると、ボランティア・NPO等の市民活動に関与したいと考えている人はおおむね4割近くを占めているにも関わらず、実際に活動している人は1割程度にとどまっています。現在、関心はあっても活動するまでには至っていない市民を顕在化させていくために、市民活動への参加のきっかけづくりを進めます。

■ 推進事業

（No）事業名	事業内容	担当課
（1-1-1） イベントなどを活用した市民活動に関するPRの実施	多くの市民が集まるイベントなどを活用し、市民活動に関するPRをする事で、市民の理解を深め、市民活動への参加のきっかけづくりを行う。	市民協働課
（1-1-2） 被災地ボランティア活動に対する支援	災害の発生した地域で行う災害支援活動、復興支援活動及び被災地の復興につながる交流活動を支援するため、これらの活動に要する費用の一部を被災地ボランティア活動給付金として支給します。	市民協働課

■ 社会福祉協議会の関連事業

（No）事業名	事業内容
（1-1-3） ボランティア体験プログラムの開催	市内の地域福祉活動を知り、ボランティアを始める機会を提供するために、ボランティア体験プログラムを開催します。

(2)市民協働のまちづくりの担い手の育成

市民協働のまちづくりを推進していくためには、市民活動への参加のきっかけづくりとともに、しっかりと行動できる人材（人財）を育てていくことが必要です。

多様な人材を計画的に育成するため、すでに何らかの市民活動に参加している人、さらなる活動に取り組みたい人はもちろんのこと、これから新たに活動に関わってみたいと思う人など、初心者から経験者まで幅広い市民を対象として、協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを学びあう講座を開催します。また、様々な人材養成の講座の機会をとらえ、担い手の育成、活動への参加促進につながるプログラムを提供していきます。

■ 推進事業

(No) 事業名	事業内容	担当課
(1-2-1) 市民活動入門講座の開催	市内で活動する市民活動団体の活動内容を紹介したり、活動を実際に体験する講座を開催します。	市民協働課
(1-2-2) シルバーカレッジの開催	熟年世代を対象としたシルバーカレッジを開催します。また、講座修了者がボランティア活動や地域活動などの多様な活動へ主体的に参加できるよう支援します。	生涯学習課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No) 事業名	事業内容
(1-2-3) ボランティア養成講座の開催	ボランティア入門講座や手話講座など、福祉に関するボランティア活動を行う人材を養成する講座を開催します。

(3)市民協働サポーターの育成・活用

幅広い分野での協働のまちづくりを一層推進していくためには、様々な主体の活動をつなぐ市民協働サポーターの育成・活用が不可欠です。

市民活動団体のリーダーなど市民活動の中心となる人を対象に、多様な市民の参加や交流を促す能力開発や課題解決に向けた合意形成のためのノウハウの習得など、市民協働サポーターとしてのスキルアップを支援するとともに、市民協働サポーター同士の連携・交流により共に学びあう機会を提供します。

また、市民活動の実践の場で市民協働サポーターに活躍してもらう機会を増やし、人材の活用を進めます。こうした取組を重ねていくことにより、市民が市民活動を支え合い、育て合う輪を広げていきます。

■ 推進事業

(No) 事業名	事業内容	担当課
(1-3-1) 市民協働サポーター養成講座の開催	市や市民活動センターとともに市民協働を推進する市民協働サポーターを養成する講座を開催します。	市民協働課
(1-3-2) 市民協働サポーターの実践の場の提供 (★)	市民協働サポーターが、研修を通じて得た能力を発揮し、実践する機会を積極的に提供します。	市民協働課

★印はステップアップ事業

(4)市職員の意識改革の推進

職員の協働に対する理解促進と意識改革を図り、市と市民活動団体との協働事業のさらなる推進を図るため、“市民協働のまちづくり”をテーマとした職員向け研修を実施します。

また、市民協働の実践活動の現場に出て、協働のまちづくりの経験を積むことができるよう、情報提供を進め職員の自主的・主体的な参加を促します。

■ 推進事業

(No) 事業名	事業内容	担当課
(1-4-1) 職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進	職員向けに、市民活動に関する情報を定期的・継続的に提供し、自主的・主体的参加を促します。	市民協働課
(1-4-2) 職員向け市民協働研修の実施	協働のまちづくりを進める上で、市職員に必要とされる考え方や姿勢などを学ぶ研修会を開催します。	市民協働課



市民協働サポーター養成講座（まちづくり人養成講座）

基本方針２ 活動場所と団体に対する支援の充実

◎成果指標

市民活動センターの登録団体数

現状値 【２０１６年度（平成２８年度）】	目標値 【２０２３年度】
３８５団体	４３０団体

（１）市民活動の拠点施設と支援機能の充実

団体の活動拠点施設である、市民交流センター、各地区公民館や地区福祉センターが、市民活動団体や地域団体にとってより一層使いやすい施設となるよう施設の管理運営を行います。

市民活動の支援拠点施設である市民活動センター、生涯学習ボランティアセンター、社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、施設同士の連携を強化し、情報提供、相談・コーディネート、人材・団体育成などの支援機能の充実を図ります。

■ 推進事業

（Ｎｏ）事業名	事業内容	担当課
（２－１－１） ふれあい補償制度の運用	市民活動や地域活動の活動に対して、怪我や賠償責任を補償する制度を運用します。	市民協働課
（２－１－２） 市民活動センターの活性化	利用者の声を市民活動センターの運営に反映し、市民活動団体の利用を促進します。	市民協働課
（２－１－３） 支援拠点施設同士の連携強化	市民活動の支援拠点施設同士が、市民活動に関する情報を共有し、それぞれの活動に役立てるために連携を図るとともに、団体の活動拠点施設とも、情報共有などを通じて連携していきます。	市民協働課
（２－１－４） 市民活動センター・生涯学習ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実（★）	市民活動センター及び生涯学習ボランティアセンターのスタッフや職員が行う相談・コーディネート業務に関する機能を充実させます。機能の充実にあたっては、スタッフや職員の資質向上だけでなく、中間支援活動※を行う市民活動団体と連携していきます。	市民協働課 生涯学習課

(N o) 事業名	事業内容	担当課
(2-1-5) 図書情報館の運営	学習機会や交流の場であるとともに、市民活動や地域活動などに関する知識や情報を提供する拠点施設として、図書情報館の運営を行います。	アンフォーレ課
(2-1-6) 地区公民館の運営	学習機会や交流の場であるとともに、地域に軸足を置いた地域のまちづくり、ひとづくりの拠点施設として、地区公民館の運営を行います。	生涯学習課

★印はステップアップ事業

※中間支援活動：行政と市民活動団体、町内会と市民活動団体など多様な主体同士の間に立ち、様々な支援をする活動のこと。

■ 社会福祉協議会の関連事業

(N o) 事業名	事業内容
(2-1-7) 地域福祉センターの運営	地域福祉活動をおこなう拠点施設として、福祉センターの管理運営を行います。
(2-1-8) ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実(★)	社会福祉協議会ボランティアセンターなどにおいて、ボランティア活動に関する相談を受け付けます。また、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人や団体、福祉施設とのコーディネートをしします。

★印はステップアップ事業

(2)地域課題解決につながる市民活動の促進

市民協働のまちづくりが広く展開されていくためには、多様な主体同士が協働し、相互の役割分担による効率的・効果的な問題解決が図られていくことが理想です。

そのため、様々な主体のスキルアップ、組織力強化に向けた支援を行うとともに、様々な主体間のマッチング機会の提供やそれぞれの立場から自由な提案ができる円卓会議の開催などに取り組みます。これらにより多様な主体の協働による地域課題解決型まちづくりの活発化を促していきます。

■ 推進事業

(N o) 事業名	事業内容	担当課
(2-2-1) 円卓会議の開催(★)	市民活動団体や町内会、企業などが集まり、地域が抱える課題について一緒に話し合い、考え、その後の活動につなげることを目的とした円卓会議を開催します。	市民協働課
(2-2-2) 団体同士がつながる交流会の開催(★)	市民活動団体や町内会、企業などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。	市民協働課

(No) 事業名	事業内容	担当課
(2-2-3) 市民企画講座の充実	現代的な課題の解決に向けて、市民自らが企画・運営する市民企画講座の充実に図ります。	生涯学習課

★印はステップアップ事業

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No) 事業名	事業内容
(2-2-4) 町内福祉委員会研修会の開催	町内福祉委員会の活動を活性化させるために、町内福祉委員会全体研修会などの研修会を開催します。
(2-2-5) 地域福祉活動を推進するための研修会の開催	防災・福祉の研修会など、生活に密着した講習会を実施し、個別テーマごとの実践者の育成を行うとともに、他地域の先進的な活動事例などを紹介し、活動のヒントを得られるような研修会を開催します。
(2-2-6) 成果報告会の開催	自主防災組織の活動や地域見守り活動について、モデル事業を実施した町内会などの活動を市内の他の町内会に波及させるため、実際にどのように取り組んできたのか、そのノウハウや活動の秘訣などを紹介する活動事例発表会を開催します。
(2-2-7) 福祉事業者、関係団体などの交流会の開催	さまざまな主体が実施する活動を活性化するため、町内福祉委員会、ボランティア、NPO、市民活動団体、福祉事業者などが一堂に会する交流会、サロン活動で活かせる情報を得ることが出来る場を設けます。



団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）

基本方針 3 財政面と組織面の支援

◎成果指標

市内のNPO法人数

現状値 【2016年度（平成28年度）】	目標値 【2023年度】
38団体	45団体

（1）補助金など財政面に関する支援

市民活動団体や地域団体が市あるいはさまざまな主体との協働のもとで取り組む公益活動の自立的な発展、ステップアップを促していくための、財政面での支援を行います。

■ 推進事業

（N o）事業名	事業内容	担当課
（3-1-1） 健幸都市の推進（★）	安城市第8次総合計画の目指す都市像「幸せつながる健幸都市 安城」を実現するためのプロジェクトを民間から募り、3年後の自立自走を目指したプログラムとなるよう事業の推進補助金の交付と適切な支援を行います。	企画情報課
（3-1-2） 市民活動補助制度の運用	「市民協働推進基金」を財源とする「市民活動補助制度」を運用し、地域が抱える諸課題を解決するための市民活動を支援します。	市民協働課
（3-1-3） 協働事業への支援制度の創設（★）	地域の課題を解決する、多様な主体同士の協働事業を公募する「協働事業提案型事業」を、市民活動補助制度の中に新たに創設します。	市民協働課
（3-1-4） 市民協働推進基金の運用	協働のまちづくりを財政面から支援する「市民協働推進基金」を運用するために市民に向けた啓発活動を行います。	市民協働課
（3-1-5） 民間助成制度に関する情報提供の実施	民間で行われている助成制度の情報を定期的に収集し、メールマガジン、フェイスブック及び館内掲示などの方法を使って積極的に配信します。	市民協働課

★印はステップアップ事業

■ 社会福祉協議会の関連事業

(N o) 事業名	事業内容
(3-1-6) 地域福祉活動に関する助成制度の運用	町内福祉委員会による地域福祉活動を支援するため、助成を行います。

(2)団体の組織基盤整備に関する支援

地域課題解決に取り組む市民活動が持続的に発展していくためには、市民活動団体や地域団体の組織基盤強化が不可欠です。

そのため、それぞれの団体の発展段階に応じた講座の開催、伴走支援などのしくみを用意するなどして、人材の確保と育成、資金調達と資金管理、情報インフラなど、組織や事業の運営基盤の整備・強化につながる支援を行います。

■ 推進事業

(N o) 事業名	事業内容	担当課
(3-2-1) スキルアップ講座の開催	ICT スキル、ファシリテーションなどに関する講座を開催し、市民活動団体メンバーのスキルアップを目指します。	市民協働課
(3-2-2) 町内会長向け研修の実施	新任町内会長向けに、新たに町内会役員になる場合に必要最低限の知識やノウハウを学ぶ研修を行います。	市民協働課
(3-2-3) 町内会長連絡協議会でのパソコン講座の開催	パソコン操作など、町内会の運営に必要な能力の向上を図る講座を開催します。	市民協働課
(3-2-4) 市民活動団体の組織基盤強化のための講座の開催 (★)	財務処理やNPO法人設立方法など団体の組織基盤を向上させるための講座を開催し、市民活動団体の運営能力を高める支援を行います。	市民協働課
(3-2-5) 市民活動団体の自立を促すための制度の研究 (★)	市民活動団体が、自立して活動を継続するための、「伴走支援※」や「プロボノ※」、「ファンドレイジング※による資金調達」などの新たな支援策を研究します。	市民協働課

★印はステップアップ事業

※伴走支援：市民活動団体の困りごとに耳を傾け、困りごとや課題の解決に向けてともに悩み、汗を流す、資金面以外の支援のこと。

※プロボノ：社会人が、仕事を通じて培った知識や技術などを社会のために役立てるボランティア活動のこと。

※ファンドレイジング：市民活動団体が、自らの活動のための資金を、広く寄附を募集するなどの手法を用いて調達すること。

基本方針４ 情報の収集及び発信

◎成果指標

協働という言葉の認知度※

現状値 【２０１６年度（平成２８年度）】	目標値 【２０２３年度】
３８．３％	６６％

※「市民協働に関するアンケート調査（市民向け）」の問 17 で「内容をある程度知っている」（14.6%）「内容はわからないが、聞いたことがある」（23.7%）のどちらかを回答した割合。
p 6 の図 2-1-1 を参照。

（１）市民活動に関する情報収集・発信

多様な市民協働の取組を深く市民に浸透させていくためには、それぞれの活動主体が必要とする情報を受信でき、届けたいところに情報が発信できるようにする必要があります。そして、市内の活動主体間で情報が共有される状況をつくっていくことが望まれます。

そこで、それぞれの市民活動団体、地域団体の活動に関する情報、イベント情報、人材募集や助成金、研究会など活動に役立つ情報など、市民活動に関する総合的な情報について、様々な媒体を活用して情報収集・発信できる環境整備を進めます。

■ 推進事業

（Ｎｏ）事業名	事業内容	担当課
（４－１－１） 市民活動に関する情報発信（電子媒体の活用）	フェイスブックなどのソーシャルメディアや市民活動情報サイトなどのウェブサイトを活用して市民活動に関する情報を発信します。	市民協働課
（４－１－２） 町内会への加入促進に関する啓発	町内会への加入を呼びかけるチラシの配布などを通じて、町内会への加入を促進する啓発を行います。	市民協働課
（４－１－３） マスコミへの情報発信の支援	市民活動団体の活動を、団体の依頼に応じて報道機関へ情報提供します。	市民協働課
（４－１－４） 大型モニターなどを活用した情報発信の支援	アンフォーレ内にある２２０インチモニターや５０インチタッチパネルで、団体の情報発信を支援します。	アンフォーレ課
（４－１－５） 市民活動に関する情報発信（紙媒体の活用）	「広報あんじょう」などの紙媒体を活用して市民活動に関する情報を発信します。	市民協働課 生涯学習課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(N o) 事業名	事業内容
(4-1-6) ボランティア活動に関する情報発信	社協だよりやボランティアセンターウェブサイトなどを利用してボランティア活動に関する情報を発信します。

(2)市民活動に関する理解の促進

市民活動への理解と関心は高まっているとはいえ、市民協働のまちづくりとは何か、また、市民協働の必要性、果たす役割について市民への理解を促していく取組は必要です。

イベントなどを活用した情報発信、市民協働に関する身近な事例紹介、フォーラムなどの学習の機会提供など、市民活動に関する理解促進に向けて継続的な取組を展開していきます。

■ 推進事業

(N o) 事業名	事業内容	担当課
(4-2-1) イベントなどを活用した市民活動に関するPRの実施 【再掲】	多くの市民が集まるイベントなどを活用し、市民活動に関するPRをする事で、市民の理解を深め、市民活動への参加のきっかけづくりを行います。	市民協働課
(4-2-2) 市民活動や多様な主体による協働事例の発表会の開催 (★)	市民活動や、市民活動団体、町内会、事業者などの多様な主体による協働事例の発表会を公開の場で開催します。	市民協働課
(4-2-3) 「協働事業事例集」の発行	市内の身近な協働事例を整理し発行することで、「協働」を分かりやすく市民に周知します。	市民協働課
(4-2-4) 市民協働に関する啓発	市民協働に対する理解を深めてもらうため、地域課題を解決するための協働事例について、その先進事例を紹介するフォーラムや、出前講座などを実施します。	市民協働課

★印はステップアップ事業



イベントを活用した市民活動に関するPR

基本方針５ 市民協働による健幸（ケンサチ）のまちづくりの推進

◎成果指標

市民参加・市民活動支援に対する満足度

現状値 【２０１５年度（平成２７年度）】	目標値 【２０２３年度】
２５．９％	３８％

（１）市民活動団体や地域団体と市との市民協働の推進

第８次総合計画の将来像「幸せつながる健幸都市・安城」を実現するため、現在各課で行われている協働事業の中から、その一部を抜粋して掲載します。これらの事業を含む市内全体の協働をこれまで以上に推進し、健幸（ケンサチ）のまちづくりをすすめます。

■ 推進事業

（Ｎｏ）事業名 [総計に示す５つの要素]	事業内容	担当課
（５－１－１） 防犯研修会の開催と犯罪抑止事業の実施 [健康・環境・きずな・こども]	町内会や防犯ボランティア団体との協働により、地域の防犯意識向上及び犯罪抑止のために研修会やパトロールを実施したり犯罪防止プレートなどの設置を行います。	市民安全課
（５－１－２） 減災まちづくり研究会の協働運営 [健康・環境・経済・きずな・こども]	NPO法人との協働により、地域の防災力を向上させるために減災まちづくり研究会及び運営委員会の企画・運営を行います。	危機管理課
（５－１－３） 生活困窮者に対する就労準備支援 [健康・きずな]	NPO法人との協働により、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、就労意欲の喚起や就労準備としての日常生活習慣の改善に関する支援を行います。	社会福祉課
（５－１－４） あんぷくまつりの開催 [健康・きずな]	NPO法人などとの協働により、障害者福祉に対する理解を市民に深めてもらうため、障害者福祉に関する啓発を行うあんぷくまつりを開催します。	障害福祉課
（５－１－５） 高齢者の地域生活を支える活動に対する支援 [健康・きずな]	市民活動団体との協働により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりをすすめるために、団体が行う活動を支援します。	高齢福祉課

(N o) 事業名 [総計に示す5つの要素]	事業内容	担当課
(5-1-6) 発達障害のある児童など に対する支援 [健康・きずな・こども]	NPO法人などとの協働により、発達障害に悩む児童やその保護者への適切な支援を実施するために、講座を開催します。	子育て支援課
(5-1-7) 健康に関する啓発活動の 実施 [健康・きずな・こども]	市民活動団体との協働により、健康的な食生活について幅広い世代に周知するために、健康に関する講座や啓発活動を実施します。	健康推進課
(5-1-8) まちなか産直市の開催 [健康・環境・経済]	市民活動団体との協働により、市民に地域農業への理解を深めてもらうため、メンバーが生産した農産物の対面販売及び食育に関する紙芝居の上演などを行います。	農務課
(5-1-9) 若年無業者支援業務の委 託 [健康・経済・こども]	NPO法人との協働により、若者の社会的自立を支援するため、悩みや不安を抱えた、職業を持たない若者やその家族に対して、各種相談、職業体験などの機会を提供します。	商工課
(5-1-10) さわやかなまちづくりを 啓発する活動に対する支 援 [健康・環境・きずな・こども]	市民のモラル向上及びマナー遵守を通して、さわやかなまちづくりを進めるために、さわやかマナーまちづくり条例の啓発を行う市民活動団体の活動を支援します。	環境都市推進課
(5-1-11) 環境美化ボランティア活 動に対する支援 [健康・環境・きずな・こども]	環境美化に対する市民意識高揚のために、市民活動団体などが定期的に行う清掃などの美化活動を支援します。	ごみゼロ推進課
(5-1-12) 川と海のクリーン大作戦 の実施 [健康・環境・きずな・こども]	国、県、ボランティア団体などとの協働により、矢作川の水辺の環境を維持し、ふるさとの美しい川や海を受け継いでいくために、川原のごみ拾いを行う。	維持管理課
(5-1-13) 自転車利用促進の取組 [健康・環境・経済]	市民活動団体との協働により、過度に自動車に依存した状況から、他の交通機関への転換を促すため、自転車の利用促進及びルールやマナーを啓発するイベントを開催します。	都市計画課
(5-1-14) 公園の環境美化活動の実 施 [健康・環境・きずな・こども]	公園環境美化及び公園愛護意識の高揚のために、町内会などが定期的に行う清掃活動を支援します。	公園緑地課
(5-1-15) 安城桜井駅周辺地区のま ちづくり [健康・環境・経済]	桜井地区のまちづくり委員会との協働により、住民によるまちづくりの推進をします。	区画整理課

(No) 事業名 [総計に示す5つの要素]	事業内容	担当課
(5-1-16) 市民出前講座の開催 [健康・きずな・こども]	市民活動団体との協働により、地域が抱える諸課題を解決するため、自ら学びを通じて培った専門性を生かして、他の市民向けの講座を開催する市民出前講座を行います。	生涯学習課
(5-1-17) ジュニアの競技力向上につながる事業の展開 [健康・きずな・こども]	NPO法人との協働により、次世代を担うジュニアアスリートを支援するために、ジュニアの競技力向上につながる講習会や大会などの事業を充実させます。	スポーツ課
(5-1-18) 史跡をめぐるウォーキングの実施 [健康・きずな・こども]	市民活動団体との協働により、市民が地域への誇りや愛着を持つことができるよう、史跡などをめぐるウォーキングイベントを企画・運営します。	文化振興課

(2)多様な主体による協働の促進

今後、市民協働を幅広く推進していく上では、市と市民活動団体との協働を推進していくことはもちろんのこと、多様な主体による協働を実現して、それぞれの能力を発揮していくことで、様々な地域課題に対処していくことが期待されます。

こうした多様な主体による協働を促進していくための施策・事業として、以下の事業を推進します。

■ 推進事業 《多様な協働を推進するための施策・事業》

(No) 事業名	事業内容	担当課
(5-2-1) 市民交流センター・生涯学習ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実 [再掲] (★)	市民交流センター及び生涯学習ボランティアセンターのスタッフや職員が行う相談・コーディネート業務に関する機能を充実させます。機能の充実にあたっては、スタッフや職員の資質向上だけでなく、中間支援活動を行う市民活動団体と連携していきます。	市民協働課 生涯学習課
(5-2-2) 円卓会議の開催 [再掲] (★)	市民活動団体や町内会、企業などが集まり、地域が抱える課題について一緒に話し合い、考え、その後の活動につなげることを目的とした円卓会議を開催します。	市民協働課
(5-2-3) 団体同士がつながる交流会の開催 [再掲] (★)	市民活動団体や町内会、企業などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。	市民協働課
(5-2-4) 健幸都市の推進 [再掲] (★)	安城市第8次総合計画の目指す都市像「幸せつながる健幸都市 安城」を実現するためのプロジェクトを民間から募り、3年後の自立自走を目指したプログラムとなるよう事業の推進補助金の交付と適切な支援を行います。	企画情報課
(5-2-5) 協働事業への支援制度の創設 [再掲] (★)	地域の課題を解決する、多様な主体同士の協働事業を公募する「協働事業提案型事業」を、市民活動補助金の中に新たに創設し、運用します。	市民協働課
(5-2-6) 市民活動や多様な主体による協働事例の発表会の開催 [再掲] (★)	市民活動や、市民活動団体、町内会、事業者などの多様な主体による協働事例の発表会を公開の場で開催します。	市民協働課
(5-2-7) 「協働事業事例集」の発行 [再掲]	市内の身近な協働事例を整理し発行することで、「協働」を分かりやすく市民に周知します。	市民協働課
(5-2-8) 市民協働に関する啓発 [再掲]	市民協働に対する理解を深めてもらうため、地域課題を解決するための協働事例について、その先進事例を紹介するフォーラムや、出前講座などを実施します。	市民協働課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(N o) 事業名	事業内容
(5-2-9) ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実〔再掲〕(★)	社会福祉協議会ボランティアセンターなどにおいて、ボランティア活動に関する相談を受け付けます。また、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人や団体、福祉施設とのコーディネートを行います。

★印はステップアップ事業

■■ 多様な主体による市民協働のモデル ～協働井戸端会議からの提案～ ■■

市民、市民活動団体、町内会、行政職員で構成される協働井戸端会議では、第8次安城市総合計画の5つの分野（健康・環境・経済・きずな・子ども）に沿って、地域課題解決のための協働事業（市民活動団体同士、市民活動団体×地域団体、地域団体同士、市民活動団体×事業者、地域団体×事業者、一部行政も含む）について検討してきました。

以下に、多様な協働の参考モデルとして、5つの分野で絞り込んだ協働事業の提案内容を整理します。

① 健康

協働井戸端会議からの提案

協働でつくりあげる、ウォーキング・ステーションの設置

■背景・趣旨

- ◎市民の健康習慣づくりの一環として、ウォーキングを日常化させる。
- ◎そのため、ウォーキングの情報や指導が得られる拠点づくりを進めるとともに、ウォーカーが集まり手軽にウォーキングができる場（ステーション）を提供する。

■協働のかたち

- ◎「歩く」ことについてノウハウのある方々で市民活動団体を立ち上げる。
- ◎その団体を核に地域団体などとの協働のもとで実施する。

A. 協働の主体 市民活動団体

- ◎ウォーキング指導・普及活動組織・団体（健康ウォーキングにノウハウのある団体）

×

B. 協働の主体(パートナー) 地域団体など

- ◎町内会、学校、事業所など

C. 行政に期待すること

- ◎後援（信用力、広報力）

■対象・取組内容

- ◎対象は特に限定せず“誰でも”。ベビーカー、車いすの方、リハビリ中の方も参加できる。参加する人に応じた速さ・距離を選択できる。
- ◎とくに小学生、中学生、高校生、働き盛りを取り込む。
- ◎行政主体ではできない取組を市民主体で実施する。

② 環 境

協働井戸端会議からの提案

あんくるバスを使ったツアーをやろう

■背景・趣旨

- ◎あんくるバスの利用促進を図り、低炭素社会の実現（CO₂削減）に貢献する。
加えてスローライフを提唱していく。
- ◎市内の原風景を見て回るツアーを開催し、知らない市民に周知していく。

■協働のかたち

A. 協働の主体

市民活動団体

- ◎原風景見学ツアーを実施している市民活動団体

B. 協働の主体(パートナー)

多様な市民活動団体

- ◎写真の愛好会
- ◎エコライフ、花の団体 など



C. 行政に期待すること

- ◎イベントの周知・PR

■対象・取組内容

- ◎あんくるバスを活用して、安城の原風景を巡る写真撮影ツアーを開催する。
- ◎安城市の原風景を案内している市民活動団体は出前講座の際に写真を活用する。
- ◎アンフォーレでの展示会を行い、市民への啓発を進める。

③ 経 済

協働井戸端会議からの提案

安城市にお金が落ちる仕掛けづくり ～七夕まつりの集客～

■背景・趣旨

- ◎七夕まつりの飾りが少なくなっている。
- ◎七夕まつりの集客アップを図り、中心市街地のにぎわいづくりに貢献する。

■協働のかたち

A. 協働の主体

市民活動団体

- ◎七夕まつりに関わる団体

B. 協働の主体(パートナー)

中心市街地の商店街

- ◎新グループをつくっても良い



C. 行政に期待すること

- ◎会場提供（デンパーク・アンフォーレ）
- ◎広報

■対象・取組内容

- ◎七夕飾りづくり体験してもらうため、七夕飾りキットを販売する。
- ◎キットは七夕飾りと短冊と抽選券。抽選券は当日“夢見る景品”が当たる。
- ◎七夕会場（デンパーク、アンフォーレ、商店街）で作った七夕飾りを飾る。

④ きずな

協働井戸端会議からの提案

町内会組織への女性の登用に向けた取組

■背景・趣旨

- ◎町内会への女性の登用を求める意見は多いが、会議はまだ男性中心で、女性は固定的な役割にとどまっている。
- ◎町内会における女性の登用を進め、多様な価値観の反映をめざす。

■協働のかたち

A. 協働の主体

地域団体

- ◎積極的に女性の登用を図ろうとする町内会



B. 協働の主体(パートナー)

市民活動団体

- ◎男女共同参画をテーマに活動する市民活動団体

C. 行政に期待すること

- ◎具体的な役割・機会の提示、女性の役割の重要性の呼びかけ(例えば、女性をリーダーとした避難所設営など)

■対象・取組内容

- ◎町内会と市民活動団体(男女共同参画で活動する団体)とのマッチング。
- ◎地域で暮らす女性の円卓会議『女子会』を開催し、講座などで学習する。
- ◎まずは“我が事”になれるテーマ(例えば、「子どもを犯罪から守るためには」など)を設定し、ターゲットを絞ってお試的な活動の実践から始める。

⑤ こども

協働井戸端会議からの提案

子どもたちの本音をしっかり聞いて、社会に届けよう

■背景・趣旨

- ◎子どもを取り巻く環境は大きく変化している。そこにどのような問題があるのか、大人と子どもの関係を考え直してみるために、子どもの本音を聞く場を設け、「子どもってこんなことを考えているんだ」という発見につなげる。

■協働のかたち

A. 協働の主体

市民活動団体

- ◎子どもの本音を上手に聞き出すことができる団体



B. 協働の主体(パートナー)

その他の市民活動団体

- ◎子どもに関わる団体に限らず幅広く。

C. 行政に期待すること ◎情報共有の場 ◎活動資金 ◎信用

■対象・取組内容

- ◎子どもに関わる市民活動団体に活動の音頭を取ってもらい、そこが多くの市民活動団体の協力を得つつ、子どもが本音を言える場を提供する。
- ◎テーマは、安全な居場所、学習・遊びの環境、SNSの活用の仕方など様々なテーマが想定できる。
- ◎子どもたちの本音から発見できたことは、会議の場などを通して情報共有を図り、社会(学校、行政、団体、家庭など)に還元していく。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画に掲げている施策・事業を着実に実施して市民協働のまちづくりを推進していくためには、一人ひとりの市民や市職員はもとより、市民活動団体や地域団体、事業者など多様な主体が、本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。

そこで、広報あんじょうや市及び市民活動センターのウェブサイトなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。また、シンポジウムや講演会の開催や市民出前講座、市民活動団体などの交流会などの開催といった、様々な主体と直接対面できる機会を通して本計画の周知に努めます。

2 協働事業の進行管理

本計画に掲げる施策・事業を計画的に実効性のあるものとして推進するためには、各事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

このため、本計画で示した施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、次の事業への展開方策を検討しフォローアップしていく、「計画（P l a n）」⇒「実行（D o）」⇒「点検・評価（C h e c k）」⇒「見直し（A c t i o n）」⇒「計画（P l a n）」・・・といった一連の流れに沿ったPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策・事業の継続的な改善を進めていくものとします。

（1）安城市市民協働推進会議による評価

PDCAサイクルのうち、「点検・評価（C h e c k）」については、第三者的な視点からのチェックを行う観点から安城市市民協働推進会議に年次報告を行うものとします。

この会議は、市民協働の推進に関する事項（本計画の進捗状況の確認や評価、市民協働推進施策に関する調査や提言など）を審議するため、公募による市民、学識経験を有する者、その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員によって構成されています。

(2)各課の協働事業担当者を通じた市民協働事業の推進と進行管理

44ページの基本方針5(1)「市民活動団体や地域団体と市との市民協働の推進」に掲載した18事業をはじめとして、既に各課を窓口にして様々な協働事業(市民活動団体や地域団体と市との協働事業)を実施しています。今後とも各課の協働事業担当者が中心になり、全庁的に市民協働を推進します。また、毎年度、これらの事業の実施状況を市民協働の基本理念に基づいて取りまとめ、安城市市民協働推進会議に報告する方法で事業の進行管理を行います。

(3)市民版PDCAによる進行管理と市民協働推進会議との連動

本計画の実効性を担保するためには、市が行う進行管理システムだけではなく、市民や市民活動団体、地域団体、事業者との情報共有を図りつつ、市民活動団体などとの協働により本計画を推進していく体制を構築することが大切です。

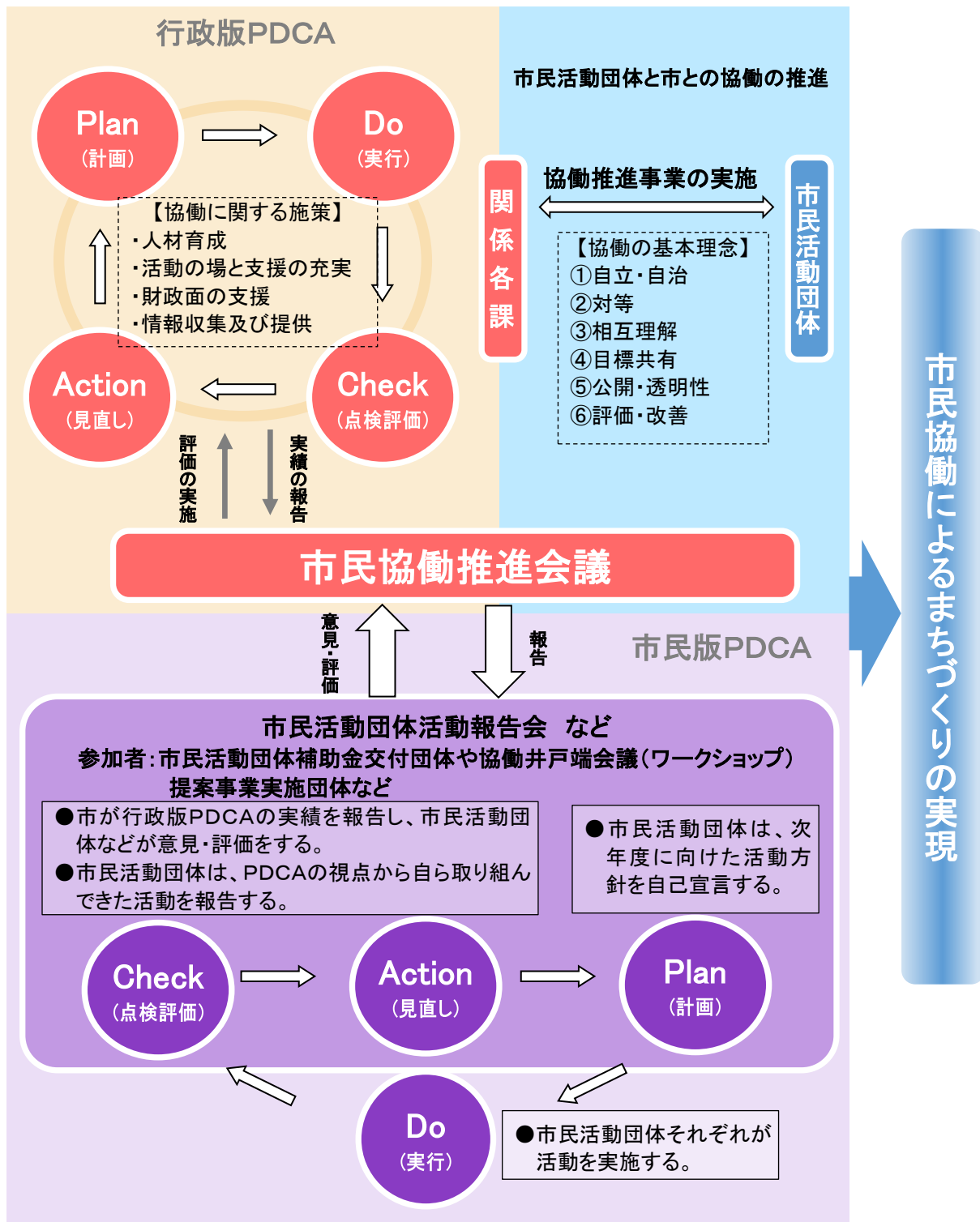
このため、「市民活動団体活動報告会」など様々な団体が集まる機会を通じて、市は、協働に関する施策・事業の進捗状況や今後の方針を取りまとめた年次報告書を市民活動団体、地域団体や事業者などへ報告・公表していくものとします。また、報告会では参加した市民活動団体から、自ら取り組んできた活動をPDCAの視点から報告していただくとともに、次年度に向けた活動方針を宣言するものとします。これにより、活動のレベルアップを支援します。

これを市民版PDCAとして位置づけ、行政版PDCAと連動させながら進めることにより、計画の進行管理についても協働によって進めていくものとします。



市民活動補助金交付対象事業公開成果報告会の様子

図 5-1 市民協働を推進するための仕組み



3 計画推進の連携体制

市民協働を全市的に展開していくため、以下に示すような関係グループ・関係機関との連携により市民協働を多面的に支援します。

(1) 市民協働サポータークラブとの連携・協働

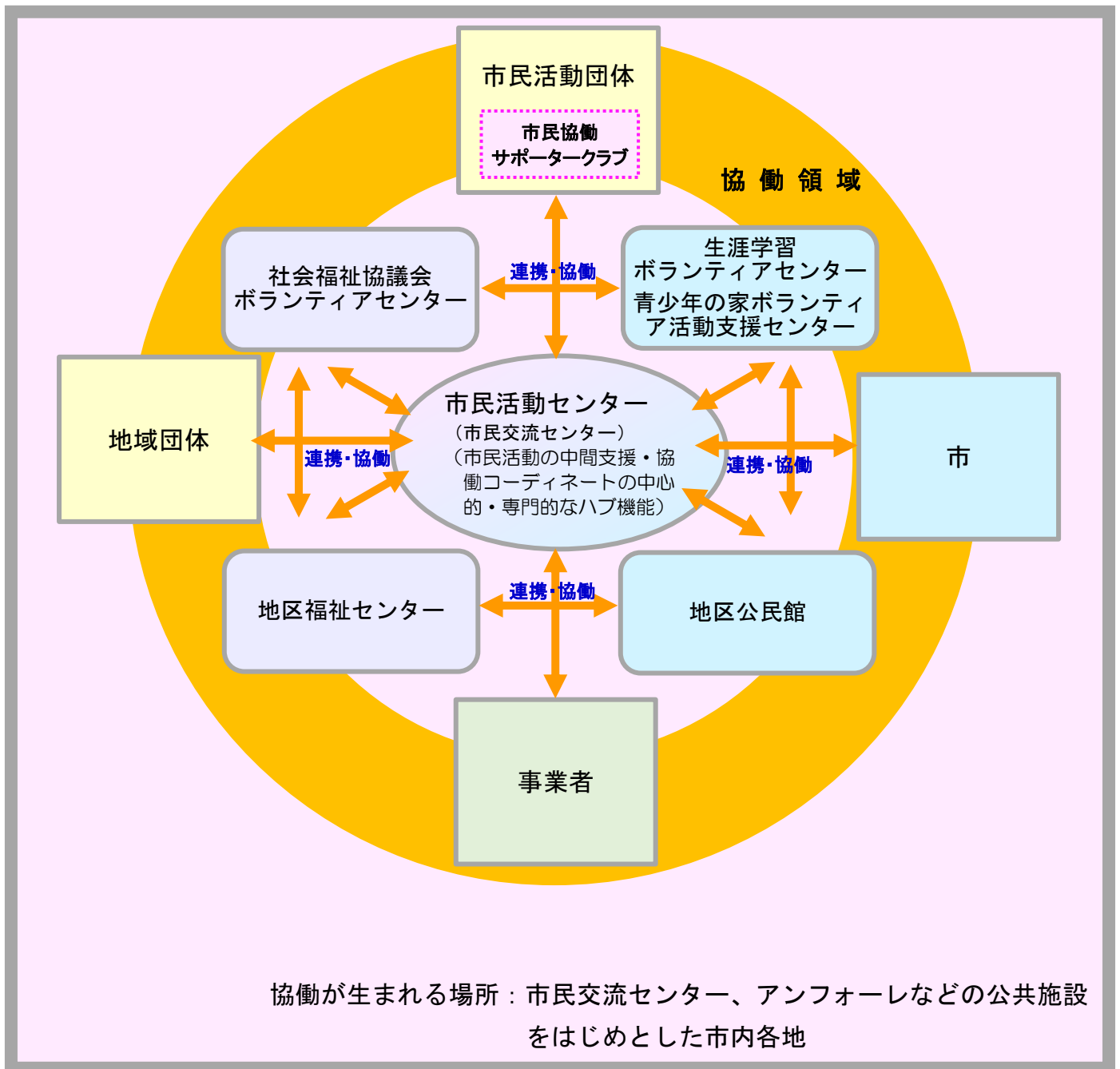
第1次計画を踏まえ、市民活動団体相互や地域団体相互、市民活動団体と地域団体、市民活動団体や地域団体と行政・事業者との間をつなぐ中間支援組織としての役割や、市民協働を進める促進剤としての役割を担う市民で構成する「市民協働サポータークラブ」を設置しました。引き続き、「市民協働サポータークラブ」との連携・協働により、市民協働を全市的に広め、浸透させていくことに努めます。

(2) 協働を支援する機関の連携強化と役割の明確化

市民活動センターが軸になって、社会福祉協議会及び社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターや生涯学習ボランティアセンター、青少年の家ボランティア活動支援センターが相互に連携して市民協働を支援します。

社会福祉協議会は、地域福祉をテーマとした地域団体による協働推進を支援する基幹的な組織としての役割を担います。市民活動センターは、市民活動団体による協働推進の基幹的な組織としての役割を担います。

図 5-2 市民協働推進のための連携体制





資料編

(1) 計画の策定経過

① 2016年度(平成28年度)

開催日(実施日)	策 定 経 過
7月6日	平成28年度 第1回 安城市市民協働推進会議の開催 (1) 審議会への諮問 (2) 第2次安城市市民協働推進計画の策定について
7月25日～ 8月18日	市民協働に関するアンケート調査の実施 ・市内すべての町内会(79町内会) ・無作為抽出の市民2,000人 ・市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンター登録の市民活動団体418団体を対象に実施
8月28日	あんじょう協働のまちづくりフォーラムの開催 ・基調講演 協働のコミュニティづくり ～その必要性と効果～ 講師 岩崎 恭典氏(四日市大学総合政策学部教授) ・協働事例報告&ディスカッション 若杉 正敏さん(西別所町町内会顧問) 柴田 福枝さん(民生・児童委員) 吉崎 久弥さん(グループホームじけい施設長) 古濱 利枝子さん(NPO法人安城まちなの学校事務局長)
11月9日	平成28年度 第2回 安城市市民協働推進会議の開催 (1) 安城市市民協働推進計画概要説明 (2) 第2次安城市市民協働推進計画の策定について ア 策定の概要について イ アンケート調査結果報告 ウ フォーラム報告 エ 今後の策定スケジュールについて
1月14日	平成28年度 第3回 安城市市民協働推進会議の開催 (1) 平成29年度市民活動補助金交付対象事業本審査
1月26日	第1回 第2次安城市市民協働推進計画庁内部会・作業部会 合同会議の開催 (1) 本市における市民協働の背景と現行計画の内容について (2) 2次計画の策定スケジュール等について (3) これまでの取組(アンケート・フォーラム)からみる現状と課題 (4) 現計画の振り返りについて (5) 第2次計画の方向性について

開催日(実施日)	策 定 経 過
2月19日	第1回 協働井戸端会議の開催 (1) 計画策定体制とスケジュールを知ろう (2) これまでの取組からみる現状と課題 (3) 現計画の振り返り「現計画を知ろう！」 (4) テーマ別ディスカッション
3月16日	平成28年度 第4回 市民協働推進会議の開催 (1) 第2次計画の骨子案について (2) 推進事業の方向性やアイデアについて
3月25日	第2回 協働井戸端会議の開催 (1) ミニ講演 ①事例から学ぶー志縁と地縁、多様な主体による課題解決型の協働 講師 岡本一美さん(NPOサポートちた 代表理事) ②成果志向型のまちづくりーこれからの自立した市民団体のあり方 講師 斉藤順子さん(コミュニティ・ユース・バンク momo 事務局スタッフ) (2) あんじょうの協働の今後の方向性(施策アイデア)を出し合おう！

② 2017年度(平成29年度)

開催日(実施日)	内 容
4月16日	第3回 協働井戸端会議の開催 (1) 地域課題の語り場～ワールドカフェ風～ (2) グループワーク 協働事業のアイデア出し
5月9日	第2回 第2次安城市市民協働推進計画庁内作業部会の開催 (1) 安城市市民協働推進計画について (2) 第2次計画の策定体制等について (3) 第2次計画の骨子案等について (4) 第2次計画策定に向けた具体的な作業内容について
4月24日	幹部会議への説明
5月27日	第4回 協働井戸端会議の開催 (1) 協働事業・取組アイデアを確認し、追加しよう！ (2) 協働事業・取組アイデアを具体化しよう！
7月4日	第3回 第2次安城市市民協働推進計画庁内作業部会の開催 (1) 第2次計画の体系(案)について (2) 協働井戸端会議からの提案について
7月15日	第5回 協働井戸端会議の開催 (1) 協働推進計画の構成と多様な協働提案との関係 (2) 協働提案をみんなで練り上げよう！

開催日(実施日)	内 容
7月19日	平成29年度 第1回 市民協働推進会議の開催 (1) 第2次市民協働推進計画策定の進捗状況について
8月31日	第4回 第2次安城市市民協働推進計画庁内作業部会の開催 (1) 第2次市民協働推進計画(基本方針1～4)について (2) 基本方針5「(1) 市民活動団体と市との協働の推進」について (3) 基本方針5「(2) 多様な協働の促進」について
9月15日	第2回 第2次安城市市民協働推進計画庁内部会の開催 (1) 第2次安城市市民協働推進計画(素案)について
10月6日	平成29年度 第2回 市民協働推進会議 (1) 安城市市民協働推進計画(素案)について
10月25日	第3回 第2次安城市市民協働推進計画庁内部会の開催 (1) 第2次安城市市民協働推進計画(案)について (2) パブリックコメントの実施について
11月2日	幹部会議への説明
11月21日	平成29年度 第3回 市民協働推進会議の開催 (1) 第2次安城市市民協働推進計画(案)について (2) パブリックコメントの実施について
12月12日	市民文教部会への説明
12月20日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
1月20日	平成29年度 第4回 市民協働推進会議の開催 (1) 平成30年度市民活動補助金交付対象事業本審査
2月2日	第3回 第2次市民協働推進計画庁内部会の開催 (1) パブリックコメントの意見及びその回答について (2) プラン最終案について
2月22日	平成29年度 第5回 市民協働推進会議の開催 (1) パブリックコメントの意見及びその回答について (2) プラン最終案について (3) 答申案について
2月28日	市長への答申

(2) 安城市市民協働推進条例

(目的)

第1条 この条例は、安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）の規定に基づき、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。

(2) 市民活動 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(3) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう。

(4) 地域団体 町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。

(5) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(6) 事業者 営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

(1) 互いに自立し、自主的に行動すること。

(2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。

(3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。

(4) 目標を共有し、その達成に努めること。

(5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。

(6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、

市民協働に努めるものとする。

（地域団体の役割）

第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。

（市の役割）

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

（市の基本施策）

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- （1）人材の育成に関すること。
- （2）活動場所の充実に関すること。
- （3）財政的支援に関すること。
- （4）情報の収集及び提供に関すること。
- （5）前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

（協働推進会議の設置）

第10条 市民協働の推進に関する事項を審議するため、安城市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）を設置する。

2 協働推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- （1）公募による市民
- （2）学識経験を有する者
- （3）その他市長が必要と認める者

3 市長は、前項の規定により協働推進会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。

4 協働推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(3) 安城市市民協働推進会議 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市市民協働推進条例（平成24年安城市条例第31号。以下「条例」という。）第10条第5項の規定に基づき、安城市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協働推進会議には、会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協働推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第3条 協働推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が協働推進会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 協働推進会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(4)市民協働推進会議委員名簿

① H28.4.1～H28.10.31 分

No.	役職	氏名	所属及び役職等	選任区分 (条例第10条2項)
1	会長	鳥居 保	安城市町内会長連絡協議会 会長	市長が必要と認める者 (公共的団体)
2	副会長	小森 義史	あんねっと会長	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
3	委員	池端 伸二		市民(公募市民)
4	委員	木内 正範		
5	委員	古居 敬子		
6	委員	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
7	委員	草苅 玲子	安城生涯学習まちづくり企画人 代表	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
8	委員	中根 敬子	さんかく21・安城 会長	
9	委員	古濱 利枝子	NPO法人安城まちの学校 事務局長	
10	委員	横山 辰夫	NPO法人愛知ネット 理事	
11	委員	大見 貴寛	一般社団法人安城青年会議所 理事長	市長が必要と認める者 (公共的団体)
12	委員	日比野 繁喜	安城市ボランティア連絡協議会 会長	
13	委員	江口 和彦	碧海信用金庫 総務部 副部長	市長が必要と認める者 (企業関係者)
14	委員	岩崎 光芝	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人材開発本部 総務部 次長兼社会貢献 グループ グループマネージャー	

② H28.11.1～H30.3.31分

No.	役職	氏名	所属及び役職等	選任区分 (条例第10条2項)
1	会長	(前) 鳥居 保 岩井 洋二	安城市町内会長連絡協議会 会長	市長が必要と認める者 (公共的団体)
2	副会長	小島 祥美	愛知淑徳大学 准教授	学識経験者
3	委員	青木 一樹		市民 (公募市民)
4	委員	加畑 由紀子		
5	委員	山下 眞志		
6	委員	(前) 中根 敬子 石原 春代	さんかく21・安城 会長	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
7	委員	神谷 由美子	NPO法人おやこでのびっこ安城 理事長	
8	委員	草薙 玲子	安城生涯学習まちづくり企画人 代表	
9	委員	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ 会長	
10	委員	松岡 万里子	NPO法人 i n g 理事長	
11	委員	(前) 大見 貴寛 (前) 富田 晋介 杉浦 正典	一般社団法人安城青年会議所 理事長	市長が必要と認める者 (公共的団体)
12	委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長	
13	委員	(前) 小森 誠 都築 将樹	碧海信用金庫 総務部長	市長が必要と認める者 (企業関係者)
14	委員	(前) 野村 昌弘 (前) 服部 信宏 今井 安隆	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人材開発本部 総務部 社会貢献グループ	

(5) 諮問

28 協働第 7 号

平成 28 年 7 月 6 日

安城市市民協働推進会議会長 様

安城市長 神 谷 学

第 2 次安城市市民協働推進計画について（諮問）

第 2 次安城市市民協働推進計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

(6) 答申

平成 30 年 2 月 28 日

安城市長 神 谷 学 様

安城市市民協働推進会議
会 長 岩 井 洋 二

第 2 次安城市市民協働推進計画について（答申）

平成 28 年 7 月 6 日付け 28 協働第 7 号で諮問のありました「第 2 次安城市市民協働推進計画」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめしましたので答申します。

なお、この計画の内容に基づき、計画の基本目標である「市民協働によるまちづくりの実現」に向け、市民協働を推進するための施策や事業が着実に実施されるよう要望します。

(7) 第2次安城市市民協働推進計画策定のための協働井戸端会議

● 参加者名簿

No.	氏名	区分	参加団体・所属部署など
1	牧 勝己	公募市民	
2	中山 間稀		
3	中澤 じん子		北部公民館
4	早藤 耕治		A S 18 会
5	中根 敬子		さんかく 2 1・安城、やはぎ会、安希の会
6	梅村 祐太		
7	吉村 美代子		池浦町福祉委員会、民生・児童委員
8	稲垣 節江		更生保護女性会、北部公民館環境部会、ヘルスメイト等
9	小石田 賀代		
10	板山 美里		あんじょうハッピーシルバー応援隊
11	杉浦 加津子		市民交流センター
12	石原 智子		市民交流センター
13	石川 まさこ		愛知☆エデュースター
14	木下 直美		NP0 法人 ing、読み聞かせ、高齢者疑似体験たけうま等
15	和田 ひろみ		にこにこ紙芝居
16	二階堂 多恵子		
17	山下 眞志		北部コミュニティ会議防災防犯部会
18	藤野 千秋	町内会代表	城南町内会
19	白谷 隆子		城南町内会
20	大見 博昭		新田町内会
21	沓名 学		和泉町内会
22	神本 正博		和泉町内会
23	岩月 茂夫		東栄町内会
24	稲垣 早実		二本木連合町内会
25	萩森 一		二本木連合町内会
26	天野 竹行	N P O 代表	NP0 法人愛知ネット
27	松岡 万里子		NP0 法人 ing
28	加藤 早苗		NP0 法人子育てネット中部虹の会
29	竹中 義正		NP0 法人エコネットあんじょう
30	鶴田 巧		NP0 法人エコネットあんじょう
31	塚原 信一		NP0 法人コミュニティサポーターほっぷ
32	神谷 由美子		NP0 法人おやこでのびっこ安城
33	山崎 瑞穂		NP0 法人おやこでのびっこ安城

No.	氏名	区分	参加団体・所属部署など
34	小森 義史	ファシリテーター	市民協働サポータークラブ
35	神谷 和明		
36	古居 敬子		
37	旭 梧郎		
38	荻野 留美子		
39	筒井 広治		
40	内藤 菜穂子		

● 全体プログラム

開催時期	主なプログラム（予定）
【第1回】 平成29年 2月19（日）	テーマ：『【現計画の振り返り・評価】 4年間で進んだ協働、進まなかった協働』 ▼メンバー同士で知り合いになろう！（アイスブレイク） ▼振り返り：第1次市民協働推進計画について知ろう！ ▼評価：計画に基づいてこの4年間で進んだ協働、進まずに依然として課題として残っている協働（新たな課題も含む）を市民目線から洗い出そう！
【第2回】 平成29年 3月25日（土）	テーマ：『【学び・課題出し】 これからの協働のヒントと安城の方向性』 ▼ミニ講義①：（仮題）志縁と地縁、多様な主体による課題解決型の協働 ▼ミニ講義②：（仮題）成果志向型のまちづくり－新たな支援のカタチ ▼第1回のワークの結果とミニ講義を踏まえ、あんじょうの協働の主要課題と今後の方向性を出し合おう！
【第3回】 平成29年 4月16日（日）	テーマ：『【アイデア出し】「地域課題解決のための協働事業」のアイデア出し』 ▼第1回、2回の協働井戸端会議の振り返り ▼地域課題解決のための協働事業のアイデアを出そう！
【第4回】 平成29年 5月27日（土）	テーマ：『【アイデアの肉付け】 協働事業アイデアの具体化』 ▼第3回で出し合ったアイデアの中で具体化したい、具体化できる人が集まってグループを編成 ▼第3回で出し合ったアイデアを肉付け（アイデアを具体化）して、施策・事業・活動の提案シートにまとめよう！ ▼提案シート（プロジェクトシート）を発表・評価し合って、まとめよう！
【第5回】 平成29年 7月15日（土）	テーマ：『【アイデアを練り練り】 協働事業アイデア（協働提案）の磨き上げ』 ▼合わせて、計画案の全体構成を確認しよう！

第1回

第2次安城市市民協働推進計画策定のための

協働井戸端会議

2017.02.19.Sun

かわら版



新しい市民協働推進計画のための話し合いをスタートしました！

現在安城市では、協働によるまちづくりを進めるため、平成28年度と29年度の2年間をかけて『第2次安城市市民協働推進計画』の策定を進めています。

計画の策定にあわせて、地域の抱える課題を解決するために、町内会や市民活動団体、市民が連携・協働して取り組む事業を話し合う“協働井戸端会議”を設けました。2月19日にその第一回話し合いが行われ、市民目線で現在の市民協働推進計画を評価しました。

第1回会議の前半では、計画策定の体制、スケジュールについて説明を受けた後、昨年7～8月に実施された「市民協働に関するアンケート」の結果、現在の市民協働推進計画の進捗状況評価について学びました。かなりのボリュームの資料でしたので見ていただけたのか心配でしたが、みなさん目を通してくださいました。

後半は、現計画の4つの基本方針ごとにチームに分かれ、この4年間で進展したこと、依然として課題となっていることの洗い出し作業を行いました。各テーブルでのファシリテーターは、協働サポータークラブの皆さんが担当しました。その結果概要は裏面の通りです。

第1回 協働井戸端会議

日時：平成29年2月19日（日） 13:30～
場所：安城市民交流センター 多目的ホール

【プログラム】

1. 開会・あいさつ
2. 本日のプログラム説明
3. 計画策定体制とスケジュールを知ろう！
4. ときほぐし（アイスブレイク）
5. これまでの取組からみる現状と課題
6. 現計画の振り返り「現計画を知ろう！」
7. テーマ別ディスカッション
8. 共有タイム
9. 閉会



市民、町内会代表、NPO、行政からの参加者に、今回のワークショップのファシリテーターをお願いする協働サポータークラブメンバーを含め、総勢36人が集まりました。

現在の計画は、下記に記すとおり4つの基本方針のもとに施策・事業が位置づけられています。現計画に記載された事業には何があるのか、まずは「進捗状況評価のあらまし」という資料を熟読するところから作業はスタートしました。その後現計画を市民目線で評価しました。みんなが出し合った意見の一部を紹介します。

安城市市民協働推進計画(2013～2017) キャッチフレーズ みんなで吹かそう! 協働の風

【基本方針1】 市民協働に関する 情報の収集及び提供

- 市民協働に関する情報をわかりやすく提供し、市民の協働意識の醸成を図ります。
- 市民活動団体の活動をPRし、市民活動への参加のきっかけづくりを行います。



【会議での評価】◎=進展したこと ▲=残された課題
◎SNSで情報発信されPRが広がっている。
◎SNS以外にも、市の広報や社協だより等で活動している方の情報を得ることができる。
◎マッチング事業で人がつながってきた。
▲せっかくの情報誌が届け先でとまっている。
▲FBの通知が多すぎる。分野別に発信しては。
▲FB入門講座が、普及につなげていない。
▲参加のきっかけとなる情報が届いていない。

【基本方針2】 市民協働の 担い手の育成

- 学習・活動の機会の提供、活動団体間の連携を促進し、担い手の育成・活用を図ります。
- スキルアップ研修、NPO法人現場体験などにより、意識を持った市職員を育成します。



【会議での評価】◎=進展したこと ▲=残された課題
◎シルバーカレッジのOBが楽しく活動している。
◎人材養成講座を通じ協働の重要性が理解できた。
◎市民と職員の協働の場にもなっている。
▲養成講座受講後の活動状況が見えてこない。
▲マッチング交流会継続すれば成果が出るのでは。
▲町内会の運営に女性の目線が活かされていない。
▲市と社協がもっと協調して活動すると良い。
▲市職員の協働意識が低い。理解が薄い気がする。

【基本方針3】 市民活動がしやすい 環境整備と活動の支援

- 拠点となる施設の連携・活用、市民活動センターのコーディネート機能の充実に努めます。
- 財政的側面や専門的ノウハウ等により、市民活動の立ち上げや成長と自立を促します。



【会議での評価】◎=進展したこと ▲=残された課題
◎市民活動センター登録団体への支援は充実した。
◎市の課題に取り組む機会ができてきた。
◎自分たちだけではできないこともある。マッチング事業は、他活動を知る良い機会となっている。
▲施設の利用に制約が多い。運用面での改善を。
▲活動補助事業では団体の人件費が計上できない。
▲長く活動している団体向けの補助が少ない。
▲活動したいと考える人への周知・広報が足りない。

【基本方針4】 市民協働の 推進体制の充実、 仕組みづくり

- 協働のコーディネートや支援を行う中間支援団体の設立を支援します。
- 協働事業の実施後の評価を行い、それを広く公開して透明性を確保します。



【会議での評価】◎=進展したこと ▲=残された課題
◎市民活動担当者の交流体制はできた。
◎市民協働推進会議が設置され、活動補助事業は着実に進めている。市民が参加する機会は増えた。
◎協働サポータークラブもでき、機運は高まった。
▲協働推進員の配置はできなかった。
▲市民協働推進会議が評価会議になっていないか。
▲協働サポータークラブの活動がよく分からない。
▲市民協働コーディネーターをどう育てるか。

第2回は、『これからの協働のヒントと安城の主要課題』をテーマに3月25日(土)に開催します。

第2回

第2次安城市市民協働推進計画策定のための

協働井戸端会議

2017.03.25.Sat

かわら版

これからの協働のヒントを学び、
今後の方向性を話し合いました！

町内会や市民活動団体、市民が連携・協働して取り組む事業について話し合う“第2回協働井戸端会議”を3月25日に開催しました。

第一部では、NPO 法人地域福祉サポートちた代表理事の岡本一美さん、コミュニティ・ユース・バンク momo 事務局スタッフの斉藤順子さんをお招きし、これからの安城の協働のあり方を考えるにあたって参考となる事例や考え方をお話しいただきました。

ミニ講演①

〔テーマ〕 事例から学ぶ 志縁と地縁、
多様な主体による課題解決型の協働
〔講師〕 NPO 法人地域福祉サポートちた
代表理事 岡本一美 さん

ミニ講演②

〔テーマ〕 成果志向型のまちづくり
これからの自立した市民団体のあり方
〔講師〕 コミュニティ・ユース・バンクmomo
事務局スタッフ 斉藤順子 さん



第2回 協働井戸端会議

日時：平成 29 年3月25日（土） 13:30～
場所：安城市民交流センター 多目的ホール

〔プログラム〕

1. 開会・あいさつ
2. 本日のプログラム説明
3. 前回のふり振り返り
4. ミニ講演①（講師：岡本一美さん）
5. ミニ講演②（講師：斉藤順子さん）
6. 共有タイム
7. 質疑応答タイム
8. あんじょうの協働の今後の方向性（施策アイデア）を出し合おう！
9. 発表タイム
10. 事務連絡・閉会

第二部では、お二人の講師との質疑応答、意見交換の後、5つのグループに分かれて、安城における今後の協働の方向性（施策アイデア）について話し合いを行いました。

お二人の講師の方のお話の要点、ならびに第二部の話し合いで出た主な意見は裏面の通りです。

なお、スタッフ含め参加者の総数は30名でした。

第一部 ミニ講演会 これからの協働と活動団体運営のカタチ！



岡本一美 さん

【事例から学ぶ 志縁と地縁、多様な主体による課題解決型の協働】

東浦町では、「サポートちた」が主体となって、NPOの知恵や実践をまちづくりに生かすべく、NPO「絆」を中心にどのような連携が可能かを考えるための「東浦町円卓会議」を開催しました。志縁団体と地縁団体が構成メンバーです。話し合いの結果、多職種連携ボランティアチーム「チームにし」が組織化され、2015年には「0歳～100歳みんなでつくるあしたの東浦 シルバーフェスタ」を開催しました。

現在、「チームにし」では、東浦町の地域福祉計画の住民調査結果を見直し、地区を限定して、「住民歴書」アンケート調査と新たな円卓会議に取り組んでいます。



斉藤順子 さん

【成果志向型のまちづくり これからの自立した市民団体のあり方】

私たちはNPOバンクと呼ばれています。市民のお金“志金”を活用することで、地域の課題解決の重要な担い手となるNPOを、行政だけでなく財団、地域金融機関、地域企業みんなで支え、課題解決につなげる仕組みをつくろうとしています。

過去10年間で60件の融資をしてきました。例えば、岐阜県郡上市で田舎暮らし体験施設を運営するNPO、名古屋市で重い障害をもった子どもたちの介護サービスを提供しているNPOなどの活動を応援しています。融資先には、若いスタッフが伴走支援し、情報発信などの面から事業の成長を手助けしています。

第二部 グループワーク あんじょうの協働の今後の方向性(施策アイデア)を出し合おう！

第1回の協働井戸端会議の結果とミニ講演会の結果を踏まえつつ、あんじょうの協働の今後の方向性(施策アイデア)について、5グループに分かれて意見を出し合い、グループで2～3つの一押し提案を整理しました。各グループから発表があった一押し提案及び意見の一部を紹介します。

Aグループ

●一押し提案

- ：町内会でも、多様性を生かそう
(年代、職業、人、組織)
- ：NPOは、思い・目的を上手に発信しよう

●参加者の意見

- ：NPOと町内会の協働を
- ：「困っている」の掘り起こし→「困っている」を知って、課題を明らかに
- ：NPOが解決したい課題を明らかに



Bグループ

●一押し提案

- ：とりあえず“円卓会議”をやってみる
(中学校区を単位として)
走りながら考える！

●参加者の意見

- ：地縁の単位を見直してみる
- ：町内会長も勉強する
- ：参加者の半分以上を女性にする
- ：働き盛りの男性にも酸化してほしいので、安城では会社も巻き込む

Cグループ

●参加者の意見

- 【人】
- ：伴走支援機能をコーディネーターに
- ：NPOをサポートするNPO
- 【場所】
- ：困っていることの吸い上げ
- ：地域円卓会議を組織する
- ：民間型総合窓口必要
- 【お金】
- ：市版クラウドファンディング

Dグループ

●一押し提案

- ：農業大学の設立(日本のデンマーク復活)
- ：人材スキルの共有化のしくみづくり
- ：お互い様支援活動

●参加者の意見

- ：いつでも出かけて交流できる居場所
- ：協働を薦めるイベント
- ：人材発掘のための仕掛け
- ：人材のスキル活用(資格、特技を生かす)
- ：互助 支援⇔提供を幅広く

Eグループ

●一押し提案

- ：情報共有のあり方をしっかりしよう
(情報格差を埋める支援、情報は一方通行じゃなくする)
当事者だけではなく皆で情報共有
- ：高齢者だけでなく、中学生、子育て世代、外国人、町内会に入っていない人(マンション等)も地域活動、市民活動の大切な担い手！！
上手く活用しよう

第3回は、『地域課題解決のための協働事業のアイデア出し』をテーマに4月16日(日)に開催します。

第3回

第2次安城市市民協働推進計画策定のための

協働井戸端会議

2017.04.16.Sun

かわら版



安城市の地域課題を解決するための
協働事業・取組のアイデアを話し合いました！

スタッフ含め参加者の総数は31名でした。

第3回 協働井戸端会議

日時：平成29年4月16日（日）13:30～

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

【プログラム】

1. 開会・あいさつ
2. 本日のプログラム説明
3. 前回のふり取り
4. 地域課題の語り場 ～ワールドカフェ風～
5. グループワーク 協働事業のアイデア出し
6. 発表タイム
7. 事務連絡・閉会

【安城市の地域課題・問題点と協働の種（一例）】

- | | |
|-----|--|
| 健康 | ：安城市はまだ高齢化率は高くないけれど、将来の備えとして介護予防にしっかりと取り組もう。 |
| 環境 | ：日常的に取り組める運動として、ラジオ体操、ウォーキングなどを地域の人が協働して取り組めるように。 |
| 経済 | ：落ち葉の苦情が来るから樹木が早くに伐採される。街に緑は必要という講座をして理解者を増やそう。 |
| きずな | ：AEDや防犯カメラをもっと増やせないだろうか。行政、町内会そして企業にも協力してもらって。 |
| 子ども | ：もうかる農業が必要である。市外から人を呼んでお金を落としてもらうような仕組みが必要。 |
| | ：駅前の賑わいがほしい。鉄道を使って人が安城にやってくることを考える。安城にしかない個性をつくる。 |
| | ：地元民と新しく来た人、外国人が知り合う、きっかけづくりが必要。キーパーソン、NPOが介在できれば。 |
| | ：外国人や子どもの貧困が問題化している。現実を見て“きずな”を考えていかないと意味がない。 |
| | ：子どもが自然に集まってきて、遊べる場・機会を日常生活の中で見つけたい。 |
| | ：今の子どもたちは、自分たちが考えたことで遊ぶということが少ない。子どもが考えたことがやれるといい。 |

グループワーク 地域課題解決のための協働事業・取組のアイデア！

地域課題解決のための協働事業・取組のアイデアをみんなで出し合いました。



■テーマ 健康（健康・医療、スポーツ）

★印は協働の対象

1. ラジオ体操の普及、高齢者と子どもの健康推進ラジオ体操（世代交流）
★町内会、子ども会、老人クラブ、企業、市（健康推進課）など
2. ウォーキングの普及、ウォーキングイベント
★町内会、商工会、市民団体、市（健康推進課・スポーツ課）、施設管理者など
3. 自転車活用の普及、電動自転車の普及、自転車マナーの普及、試乗会ほか
★市（都市計画課・市民安全課）、学校、警察、市民団体、自転車店など
4. 健康マイレージの普及、医療費の削減ほか
★市（健康推進課）、市民団体、企業、病院、施設管理者など

■テーマ 環境（環境、都市基盤（住環境・交通）、生活安全）

★印は協働の対象

1. あんくるバス路線の見直し、カーシェアリング ★市民、市（都市計画課）など
2. 河川をきれいに ★市民団体、町内会、企業、市（環境都市推進課）など
3. 環境自然体験型ふれあいの場 ★環境団体、市（環境都市推進課）など
4. 監視カメラの普及 ★町内会、市（市民安全課）、企業
5. 子どもの見守り（GPSによるシステムづくり） ★地域組織、民間企業など
6. 原風景の保全 ★環境団体、市
7. 公園の緑充実 ★町内会、市など
8. 安心安全な農業 ★農家、市など
9. 交通安全対策 ★子ども会、町内会、警察
10. 外国人へのごみ分別周知 ★町内会、国際交流団体



■テーマ 経済（農業、商工業、観光、都市基盤（市街地））

★印は協働の対象

1. インフラ整備（PPPで起業し、農業・観光で金を生む）
★公民連携の民間企業と市（農務課・商工課）
2. 駅前の活性化（農産物特化型駅、行列のできるマルシェ、通年七夕とか）
★JA、商工会、商店街、民間企業、JR、市（農務課・商工課）など
3. 行きたくなるデンパーク（安城にしかないもの、おいしいデンビールなど）
★JA、旅行業者、市市（農務課・商工課）、デンパークなど
4. アンテナショップ（三河産野菜のPR） ★農家・JA、市
5. 女性の活躍（子育て・高齢者見守り・子どもの貧困） ★町内会、学校、市

■テーマ きずな（防災・減災、地域福祉、社会保障、生涯学習、文化・芸術、参加と協働）

★印は協働の対象

1. 転入者と地域をつなごう
（転入者と地縁とのきっかけづくり、安城版ホームスタート、井戸端会議）
★町内会・地縁組織、NPO、市（市民課、子育て支援課など）
2. 女性の登用、活躍の場を（女性の発言力を高める、女性の活用、人材発掘）
★町内会、活動団体（男女共同参画）、子ども会など
3. 地域の担い手を増やそう ★町内会・福祉委員会、消防団、活動団体、小中学校、市（市民協働課、生涯学習課ほか）、企業など
4. 子どもの居場所（子どもの食事・貧困、遊び場） ★町内会、活動団体、市



■テーマ こども（子育て、学校教育）

★印は協働の対象

1. 子育てママ支援 ★子育てアドバイザー、市（子育て支援課・健康推進課）
2. 子どもの居場所（長期休暇中の子どもの居場所・見守り事業、宿題応援）
★活動団体、個人、公共施設管理者など
3. 子どもの遊び（子どもの独創的な遊びの支援、安全な外遊び）
★NPO・活動団体、小学校PTA、町内会、スポーツ関連団体など
4. 子どもの体験（小学生向け間伐体験など） ★NPO、市（環境都市推進課）
5. チャイルドライン（電話相談のボランティアが不足） ★NPO、市、社協
6. 工作資源の活用（工作資源があるが使用する案がない） ★各種団体

第4回は、『【アイデアの肉付け】協働事業アイデアの具体化』をテーマに5月27日（土）に開催します。

第4回

第2次安城市市民協働推進計画策定のための

協働井戸端会議

2017.05.27 Sat

かわら版



地域課題解決のための協働事業アイデアを絞り込み、
具体的な提案をシートに整理しました！

スタッフ含め参加者の総数は32名でした。

“第4回協働井戸端会議”を5月27日に開催しました。
第8次安城市総合計画の5つの分野「健康」、「環境」、
「経済」、「きずな」、「子ども」ごとに整理した『地域課題
解決のための協働事業・取組のアイデア』を絞り込んで、具
体的な提案に仕上げる作業を行いました。

さいごには、各グループの発表を行い、それぞれの提案へ
の講評を行いました。



第4回 協働井戸端会議

日時：平成29年5月27日（土）13:30～

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

【プログラム】

1. 開会・あいさつ
2. 本日のプログラム説明
3. 前回のふり取り
4. 本日の会議のポイントと位置づけ
5. グループワーク1
協働事業・取組アイデアの確認、追加
6. グループワーク2
協働事業・取組アイデアを具体化しよう！
7. 発表タイム&講評会
8. 事務連絡・閉会

【協働井戸端会議からの提案(協働のテーマ)】

健康	☆ 協働でつくりあげる、ウォーキングイベントの開催
環境	☆ あんくるバス・タクシーを使ったツアーをやろう
経済	☆ 安城市にお金が落ちる仕掛けづくり ～デンパークを核として～
きずな	☆ 町内会組織への女性の登用に向けた取組 問題を解決するのに女性を入れて！ ～きずなづくりと地域課題解決は女性の活躍から～
子ども	☆ 子どもたちの本音をしっかりと聴いてみよう！ “子どもたちのためのしゃべり場”

グループワーク 協働事業・取組アイデアを具体化しよう！

協働井戸端会議からの提案をプロジェクトシートに整理しました。

健康

■協働のテーマ 協働でつくりあげる、ウォーキングイベントの開催

- (ねらい) ・ウォーキングを通して、健康習慣づくりに取り組む。
(協働の主体) ・市民団体、NPO、町内会、老人クラブ等の市民に行政が参加する実行委員会を組織し開催する。

《実行委員会》 ・市民団体（歩け歩け運動関係者等）
・NPO ・老人クラブ ・町内会 ・企業 ・学校 など
・市（健康推進課、スポーツ課）

- (主な取組) ・史跡巡り（地元の人が案内人）、健康診断サービスを同時開催
・あんじょう健康マイレージのポイント付与

環境

■協働のテーマ あんくるバス・タクシーを使ったツアーをしよう

- (ねらい) ・あんくるバス・タクシーの利用のきっかけをつくりたい。
・安城の原風景が残されているが、知らない人が多い。

(協働の主体)

・あんくるタクシーの運営会社 × 原風景見学ツアーを実施している市民活動団体

- (主な取組) ・あんくるバス、タクシーを利用してもらう。きっかけづくり。
・安城市内で原風景を残すところをガイド付きで回る。
・バスルートについて、参加者から意見を集めることができる。

経済

■協働のテーマ 安城市にお金落ちる仕掛けづくり ～デンパークを核として～

- (ねらい) ・市外から人を呼びお金を落としてもらう仕組みをつくる。

(協働の主体)

・デンパーク × ・アンフォーレ ・商店街
・JA、農家 ・企業

- (主な取組) ・七夕飾り作り体験（夏は「安城七夕まつり」の竹飾り、冬はデンパークの竹明かりを入れて「イルミネーション」に）。
・農業体験（食べるから始めて、収穫する、育てるまで体験）
・ビールオーナー制度（作り方を学ぶ、ビールコンテストなど）。

きずな

■協働のテーマ 町内会組織への女性の登用に向けた取組

問題を解決するのに女性を入れて！ ～きずなづくりと地域課題解決は女性の活躍から～

- (ねらい) ・町内会（地縁組織）における女性の活用、多様な価値観の反映。
(協働の主体) ・町内会と男女共同参画で実績を持つ“さんかく21安城”が関係を持ち、行政も関与して、女性の登用に向けた取組を展開する。

・NPO（さんかく21安城） × ・町内会

- (主な取組) ・講演会・講座の開催（地域福祉・防災など身近な話題で開催）。
・「男女共同参画」を直接テーマとして扱うのではなく、例えば、避難所運営など訓練の機会に女性に役割を任せていく。

こども

■協働のテーマ 子どもたちの本音をしっかりと聴いてみよう！ “子どもたちのためのしゃべり場”

- (ねらい) ・子どもたちの本音を聞くことから問題点を見つける。
(協働の主体) ・本音を発信できる場・機会を用意する。一方のパートナーは、子どもの本心をしっかりと聴き、問題点を見つけ対応を考える。

・子ども（学校、子ども会など） × ・子育て支援を行っている団体
・NPO、子育て支援課

- (主な取組) ・集まった子どもたちで話し合う場をつくる。
・アンケート方式でも意見を集めることができる。

第5回は、『協働井戸端会議からの提案の練り上げ』をテーマに7月15日（土）に開催します。

第5回

第2次安城市市民協働推進計画策定のための

協働井戸端会議

2017.07.15.Sat

かわら版



より現実的な提案とするため、
協働事業アイデアの練り上げ作業を行いました！

スタッフ含め参加者の総数は31名でした。

“第5回協働井戸端会議”を7月15日に開催しました。
第2次市民協働推進計画の全体構成を確認したあと、5つの分野「健康」、「環境」、「経済」、「きずな」、「こども」ごとに整理した『地域課題解決のための協働事業・取組のアイデア』について、より現実的な協働提案として練り上げました。

この提案は、多様な主体による市民協働のモデルとして、計画書に掲載される予定です。

【協働井戸端会議からの5つの提案】

健康

協働でつくりあげる、
ウォーキング・ステーションの設置

環境

あんくるバスを使ったツアーをやろう

経済

安城市にお金落ちる仕掛けづくり
七夕まつりの集客

きずな

町内会組織への女性の登用に向けた取組

こども

子どもたちの本音をしっかり聞いて、
社会に届けよう

第5回 協働井戸端会議

日時：平成29年7月15日（土）13:30～

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

【プログラム】

1. 開会・あいさつ
2. 本日のプログラム説明
3. 前回のふり返し
4. 協働推進計画の構成と多様な協働提案との関係
5. 練り練りワーク1 & 6. 発表タイム
協働提案①をみんなで磨き上げよう！
7. 練り練りワーク2
協働提案②～⑤を磨き上げよう！
8. 発表タイム&まとめ
9. 事務連絡・閉会

多様な主体による市民協働のモデル 井戸端会議からの提案

前回の提案に対する市の関係部局からのコメントを吟味しつつ、より現実的な提案としていくために知恵を出し合いました。最後に、協働井戸端会議からの提案として以下の内容が整理されました。



健康

■協働のテーマ 協働でつくりあげる、ウォーキング・ステーションの設置

(ねらい)

- ・市民の健康習慣づくりの一環に、ウォーキングを日常化させる。
- ・ウォーキングの情報や指導が得られる拠点づくりを進める。
- ・ウォーカーが集まり手軽にウォーキングできる場を提供する。

(協働のかたち)

- ・「歩く」ことにノウハウを持つ方々で市民団体を結成。
- ・その団体を核に地域団体(町内会、学校)等との協働で活動する。

(主な取組)

- ・市民誰もが参加できる。参加する人に応じた速さ・距離を選択。
- ・小学生、中学生、高校生、働き盛りを取り込む。
- ・行政主体ではできない取組を市民主体で実施する。



環境

■協働のテーマ あんくるバスを使ったツアーをやる

(ねらい)

- ・あんくるバスの利用促進を図り、CO₂削減に貢献する。
- ・市内の原風景を見て回るツアー等を開催し、市民に周知する。

(協働のかたち)

・原風景見学ツアーを実施している市民団体

× 多様な市民団体(写真の愛好会、エコライフ、花の団体等)

(主な取組)

- ・あんくるバスを利用し、市内の原風景を巡る写真撮影ツアー。
- ・原風景を案内している市民団体は、出前講座で写真を活用する。
- ・アンフォーレでの展示会を行い、市民への啓発を進める。



経済

■協働のテーマ 安城市にお金がかかる仕掛けづくり ～七夕まじりの集客～

(ねらい)

- ・七夕まつり飾りが少なくなっている。七夕まじりの集客アップを図り、中心市街地の賑わいづくりに貢献する。

(協働のかたち)

・七夕まつりに関わる市民団体

× 中心市街地の商店街(新グループを組織化しても良い)

(主な取組)

- ・七夕飾りづくり体験をしてもらう。七夕飾りキットを販売。
- ・キットは七夕飾りと短冊と抽選券。「夢見る景品」が当たる。
- ・七夕会場(デンパーク、アンフォーレ、商店街)で作った飾りを飾る。



きずな

■協働のテーマ 町内会組織への女性の登用に向けた取組

(ねらい)

- ・町内会の会議はまだ男性中心で女性の役割は固定的・限定的。
- ・町内会への女性の登用を進め、多様な価値観の反映をめざす。

(協働のかたち)

・積極的に女性の登用を図ろうとする町内会

× 男女共同参画をテーマに活動する市民団体

(主な取組)

- ・町内会と市民団体とのマッチング。
- ・地域で暮らす女性の円卓会議『女子会』を開催、講座等で学習。
- ・まずは我が事になれるテーマにターゲットを絞って活動を実践。



子ども

■協働のテーマ 子どもたちの本音をしっかり聞いて、社会に届けよう!

(ねらい)

- ・大人と子どもの関係を見直す。子どもの本音を聞く場を設け、「子どもってこんなことを考えているんだ」という発見につなげる。

(協働のかたち)

・子どもの本音を上手に聞き出すことのできる団体

× その他の市民団体(子どもに関わる団体に限らない)

(主な取組)

- ・市民団体の協力のもとで、子どもが本音を言える場を提供する。
- ・テーマは、安全な居場所、学習・遊びの環境、SNS など幅広く。
- ・会議の場などを活用して情報を共有。社会に還元していく。

第2次安城市市民協働推進計画
2018年度(平成30年度)～2023年度
2018年(平成30年)3月

発 行：安城市

〒446－8501

安城市桜町18番23号

TEL：0566－71－2218（直通）

FAX：0566－72－3741

Eメール：kyodo@city.anjo.lg.jp